

喜寛	文吉	男爵足立	豐
均平		男爵松尾	義夫
清純		男爵寺島	敏三
朝助		男爵高崎	弓彥
兼道		男爵中村	謙一
貴孝		男爵沖	貞男
義壽		男爵三須	精一
昌植		男爵肝付	兼英
福永吉之助		男爵大寺	純藏
石渡 敏一		男爵渡邊	修二
橋本圭三郎		高橋	琢也
安立 綱之		片岡	
菅原 通敬		藤田	
赤池 濃治		川上	
馬場 錄一		永田秀次郎	
加藤政之助		中川小十郎	
小久保喜七		八田 嘉明	
松村 義一		後藤 文夫	
服部金太郎		大津淳一郎	
今井 五介		木村清四郎	
尾崎元次郎		樺山 資英	
本山 彥一		馬越 恭平	
林 平四郎		坂田 直彦	
齋藤 喜十郎		木村萬右衛門	
山崎 龜吉		稻畑勝太郎	
根本祐太郎		村山 龍平	
佐藤 信古		橋本萬右衛門	
喜寛		菅澤 重雄	
均平		西本健次郎	
清純		土田 萬助	
朝助		松本勝太郎	
兼道		八木 春樹	
貴孝		松本勝太郎	
義壽			
昌植			
福永吉之助			
石渡 敏一			
橋本圭三郎			
安立 綱之			
菅原 通敬			
赤池 濃治			
馬場 錄一			
加藤政之助			
小久保喜七			
松村 義一			
服部金太郎			
今井 五介			
尾崎元次郎			
本山 彥一			
林 平四郎			
齋藤 喜十郎			
山崎 龜吉			
根本祐太郎			
佐藤 信古			

子爵野

〔子爵野村益三君演壇ニ登ル〕

長尾元太郎	小林嘉平治
田中 一馬	野村 德七
風間八左衛門	小林 暢
絲原武太郎	高廣 次平
鳴海周次郎	本間千代吉
森田 福市	瀬川彌右衛門
男爵渡邊 汀	男爵原田 熊雄
貴族院議長公爵徳川家達殿	
北洋漁業権益確保ニ關スル決議	
本院ハ前議會ニ於テ水產國策ノ樹立ヲ政府ニ要望シ北洋漁業問題ノ忽諸ニ附ス可カラサル事ヲ建議シタリ爾來ソヴィエット聯邦政府トノ交渉容易ニ進展セス勤モスレハ我條約上ノ権益ヲ害セラレントス	
政府ハ本院ノ建議ニ鑑ミ速ニ北洋漁業問題ノ解決ヲ期ス可シ	

長尾元太郎 田中一馬 風間八左衛門 小林嘉平治 野村徳七
絲原武太郎 高廣次平 本間千代吉 森田福市 瀬川彌右衛門
貴族院議長公爵徳川家達殿 汀男爵原田熊雄
北洋漁業権益確保ニ關スル決議
本院ハ前議會ニ於テ水產國策ノ樹立ヲ政府ニ要望シ北洋漁業問題ノ忽諸ニ附ス可カラサル事ヲ建議シタリ爾來ソウイエット聯邦政府トノ交渉容易ニ進展セス動モズレハ我條約上ノ權益ヲ阻害セラレントス政府ハ本院ノ建議ニ鑑ミ速ニ北洋漁業問題ノ解決ヲ期ス可シ

右決議ス

〔子爵野村益三君演壇ニ登ル〕

○子爵野村益三君 本日此決議案ヲ提出イタシマスルニ際シテ、御病體トハ深ク遺ラ、濱口首相ノ御出席ノナイコトハ深ク遺憾ニ存ズル次第アリマス、貴族院ハニ水產國策樹立ニ關スル建議案ヲ議決イタシマンテ、政府ニ我國ノ國情ニ鑑ミ速ニ水產ニ關スル國策ヲ樹立シ、人口食糧問題ノ解決竝ニ國際貸借ノ改善ニ資スベキヲ求メ、及ビ聲ヲ大ニシテ北洋漁業権益確保ヲ要望イタシタノデアリマス、今其因フテ來リシ所以ノモノヲ考ヘマスノニ、第一ニハ「ソ」國ノ國營營ガ漁區ヲ奪取シタル事實ガアッタカラデアリマス、所謂是ハ十八漁區ノ問題ニ歸著スルノデアリマス、第二ニハ「ソ」國ノ國營企業ガ個人ノ假面ヲ被リテ進出イタシタ所事實ガアッタカラデアリマス、第三ニハ「ソ」國官憲ガ我ガ出漁者ニ加ヘシ所ノ不法

所ノ協議ヲ盡サズシテ、我國人ノ經營シ又之ヲ繼續セムコトヲ希望シテ居リマシタ所ノ三十箇所ノ優良漁區ヲ國營ノ手中ニ收メムト致シ、其異議ニ會フヤ、内十二箇所ト云フモノヲ競賣ニ付シマシタケレドモ、残リノ十八漁區ト云フモノヲ其手中ニ收メ、依然トシテ今日ニ至テ其態度ヲ改メナシ事實ガアッタカラデアリマス、第二ノ事實ハ昨日マデハ恆產ナカリシ幾多ノ「ソ」國人ガ一朝ニシテ稀有ノ財産ヲ擁シ、其財力ニ依リ其豪膽ナル行爲ニ依リ、以テ我國人ヲ相手ニ優良ナル、而モ數十ニ涉ル所ノ優良ナル漁區ヲ競落シタヤウナ事實ガアルノデアリマス、是等ノコトハ名ハ個人トハ申シナガラ、其實ニ於テハ國營ノ力ニ俟ツコト、誠ニ歷然タルモノガアルノデアリマス、若夫レ第三ノ不法ナル行爲竝ニ壓迫的ナ所業ト申スコトニ至リマシテハ、先づ公海三浬ノ主義ヲ否認イタシテ、之ガ爲ニ血腥キ數十件ノ事件ヲ頻發イタンタコトデアリマス、或ハ漁區ノ借區料即チ最低價格ヲ引上ダルコトガアリ、或ハ漁區貸下條件ノ甚シク過酷ナルコトガアル、或ハ各漁區ニ定メラレタル漁獲標準高ノ著シク平衡ヲ失シテ居ル事實ガアリマス、或ハ漁具殊ニ漁網ニ對スル取締ノ峻烈ヲ極ムル事實ガアリマス、若シ是等ノ點ニ少シノ違例ガ見出サレルナラバ、即チ罰金即チ處分、斯クシテ我國人ノ多數ハ或ハ財產ヲ沒收サレ、或ハ漁區ノ指令ヲ取消サルルノ事實ガアルノデアリマス、第四ノ不當關稅ニ付キマシテハ、本

來出漁ノ我ガ國人ハ原則トシテ出漁ニ關スル必要用品ニ付テハ輸入税ヲ免除サレテ居ルコトハ條約ノ明カニ示シテアル所ナルニモ拘ヘラズ、「ソ」國ハ獨自ニ無稅品目ヲ定メマシテ、之ニ該當セザル漁具食糧品等ニ對シ甚シク苛酷又不當ナル關稅ヲ賦課セント函館領事ヲ經テ昭和四五年度分トシテ從業者ニ納付ヲ命ゼラレマシタ所ノ追徵金ハ實ニ五十七万三千圓ノ多キニ達シマシテ、其露漁業ニ關スルモノデサヘモ、恰モ供託保證金ノ四十倍ノ多キニ至ルヤウナ實情デアタノデアリマス、勿論是等ハ圓貨ヲ以テ、日本ノ貨幣ヲ以テ納入スペキ旨通達ヲ受ケタノデアリマス、又鶴ノ目、鷹ノ目違法ヲ漁リ、其上無智蒙昧ナル「ソ」國側ノ監視官ノ爲ニ、思ヒモ寄ラヌ痛事ニ遭フタコトハ殆ド珍ラシクナイコトデアリマシテ、共著シキ例ヲ申スナラバ「シトロン」一箱ニ對シ驚ク勿レ百八十七圓、更ニ甚シキニ至テハ草鞋一足ニ對シ大枚金三圓ノ關稅ヲ課セラレムトシタルコトサヘモアルノデアリマス、斯ノ如クニシテ過グル三箇年ノ間「ソ」人ノ經營スル漁區ノ數ハ著シク增加ヲ致シ、我ガ國人ノ經營イタシマスル漁區ノ平均漁獲量ハ著シク減少ヲ致シ、之ニ反シテ其平均借區料ハ著シク昂騰ヲ致シ、之ヲ三箇年前ニ較ベマスルト殆ド四倍ノ巨額ニ達スルノ狀況ニ在ルノデアリマス、而シテ其後ノ情勢ヲ考ヘテ見マスト、以上ノ事情ハ少シモ緩和セラレザルノミナラズシテ、其勢ハ益甚シカラントスルノ勢ヲ呈シテ居ルノデアリマス、殊ニ昨年ノ八月ニ至リマシテハ更ニ朝鮮銀行浦鹽支店ノ事件ガ新タニ起リマシテ、本問題ニ尙ホ一層ノ紛糾ヲ加ヘ

タコトハ諸君ノ熟知セラル所デアリマス、即チ昭和五年八月十一日臨檢ノコトガ起リマシテカラ、延ヒテ十月ノ三日ニ及ビ、其間九月十一日ニハ魯貨ノ自由賣買、並ニ國外送金爲替ヲ禁ゼラレ、又次デハ所謂國定相場ナルモノヲ定スラレ、而シテ後突如トシテ十二月十三日、帳簿検査ノ調査書ヲ發表セラレ、其十七日ニハ支店ノ閉鎖ヲ命ぜラレ、翌十八日ニ至リテ營業ノ禁止ヲ命ぜラレ、清算人ヲ指定サレ、浦鹽市長ハ又二百六十万留ノ追徵金納付ヲ命ジタノデアリマス、而シテ是等ノ交渉ハ初メ東京ニ於テ「トラヤノフスキ」大使、永井次官ノ間ニ行ハレマシタガ、二月中旬ニ至リテハ突如トシテ莫斯科ニ移サレ、廣田大使「カラハシ」次長トノ間ニ行ハルルコトトナッタノデアリマス、而モ北洋漁業權益確保ノ交渉ハ茲ニ端ナク憐レムベキ留換算率問題ニ轉化ヲ致シテ、月ニ瓦リテ決セズ、年ヲ越エテ解ケズ、斯クシテ今日ニ至リシコトハ、是亦諸君ノ熟知セラル所デアリマス、實ニ憐ムベキ此留換算率問題デアリマス、一方ハ三十錢ト申シ、他方ハ四十錢ヲ主張シ、相共ニ執ツテ降ラズ、其差額十錢ノ爲ニ大使は大臣トガ畦ミ合ヒ、一國ト一國トガ交渉ニ交渉ヲ重ネ、而モ交渉ノ經過中ニハ堂々タル大官ガ屢々言ヲ異ニシ、約束ヲ空シクシムルコト、我ガ國人罐詰工場設置漁區ノ特別貸下ニ關スル要望ヲ解決スルコト、漁業用具品目表ニ必需品ヲ追加セシメ不當ノ課稅ヲ賦課セシメザルコト、以上ノ案件ハ皆必要ナル解決スベキ問題デアリマス、是等ハ實ニ從來ノ懸案デアリマシテ、是等ノ懸案ヲ解決セラレチケレバ、所謂北洋漁業權益確保ト稱スルコト能ハザルモノデアリマス、今是等ノ問題ニ付キマシテ、我ガ當局ガ如何ニ努力サレ、如何ニ考慮サレテ居ルカト云フコトヲ考ヘテ見マスルト、第一ノ所謂國營ノ漁區奪取ニ關シ

キ留換算率問題ハ、彼ノ所謂閻黑相場ノ虛ス、即チ昭和五年八月十一日臨檢ノコトガ吹ニ脅エテ、經濟上ノ通則ニダニ悖リ、國際相場ヲ飽クマデ主張把持セザリシ誤謬ニスルノデアリマス、此關敗レテ我軍ノ振シ甚シク苛酷又不當ナル關稅ヲ賦課セントシ甚シク苛酷又不當ナル關稅ヲ賦課セント函館領事ヲ經テ昭和四五年度分トシテ從業者ニ納付ヲ命ゼラレマシタ所ノ追徵金ハ實ニ五十七万三千圓ノ多キニ達シマシテ、其露漁業ニ關スルモノデサヘモ、恰モ供託保證金ノ四十倍ノ多キニ至ルヤウナ實情デアタノデアリマス、勿論是等ハ圓貨ヲ以テ、日本ノ貨幣ヲ以テ納入スペキ旨通達ヲ受ケタノデアリマス、又鶴ノ目、鷹ノ目違法ヲ漁リ、其上無智蒙昧ナル「ソ」國側ノ監視官ノ爲ニ、思ヒモ寄ラヌ痛事ニ遭フタコトハ殆ド珍ラシクナイコトデアリマシテ、共著シキ例ヲ申スナラバ「シトロン」一箱ニ對シ驚ク勿レ百八十七圓、更ニ甚シキニ至テハ草鞋一足ニ對シ大枚金三圓ノ關稅ヲ課セラレムトシタルコトサヘモアルノデアリマス、斯ノ如クニシテ過グル三箇年ノ間「ソ」人ノ經營スル漁區ノ數ハ著シク增加ヲ致シ、我ガ國人ノ經營イタシマスル漁區ノ平均漁獲量ハ著シク減少ヲ致シ、之ニ反シテ其平均借區料ハ著シク昂騰ヲ致シ、之ヲ三箇年前ニ較ベマスルト殆ド四倍ノ巨額ニ達スルノ狀況ニ在ルノデアリマス、而シテ其後ノ情勢ヲ考ヘテ見マスト、以上ノ事情ハ少シモ緩和セラレザルノミナラズシテ、其勢ハ益甚シカラントスルノ勢ヲ呈シテ居ルノデアリマス、殊ニ昨年ノ八月ニ至リマシテハ更ニ朝鮮銀行浦鹽支店ノ事件ガ新タニ起リマシテ、本問題ニ尙ホ一層ノ紛糾ヲ加ヘ

ウト思ヒマス、退イテ案ズルニ、此憐ムベシテハ、幣原外務大臣ハ「日本ノ主張スル所デハ確ニ條約違反ト思フノデアリマス」、斯様ニ斷言サレテ居リマス、次ノ個人名義ニ依ル國營企業ノ進出ニ關シマシテハ「日本ノ權益ヲ擁護スルヤウナ處置ハ何時モ執ツテ居ルノデアリマス」、「條約上ノ精神ニ對シテ不自然ノ進出ヲスト云フコトニ對シテハ、我ミハ之ヲ詳許スルコトハ出來マジテハ、我ミハ之ヲ認メタ場合ニハ、セヌカラ、サウ云フコトヲ認メタ場合ニハ、露西亞ニ抗議ヲ致スト云フコトハ、是ハ度致シテ居ル次第デアリマス」、又所謂留換算率問題ニ付キマシテハ、幣原外務大臣ハ「交渉ヲ破ル積リナラバ、コッヂノ方針ヲスカリ明カニスルノモ一つノ方法デアリマセウ」「併シナガラ我ミハソレ程マジニ悲觀イタシテ居ナイノデアリマス」「何トカスカリ明カニスルノモ一つノ方法デアリマセウ」「併シナガラ我ミハソレ程マジニ悲觀イタシテ居ナイノデアリマス」「ソレハ御安心ヲ願ヒタイノデアリマス」、當局者ノ言明ハ以上ノ通リデアリマスルガ、更ニ我ミノ心ヲ留ムベキコトハ最近ノ事實デアリマス、「カラハシ」廣田第一次ノ會見ニ於キマシテ、日本側ノ提案ニ對スル「ソ」國ノ新提案ナルモノヲ考ヘテ見マスルト、内ニ二ツノ主要ナル事項ガゴザリマス、其一ハ所謂朝鮮銀行支店ハ自發的ニ即時撤去スルコト、其二ハ新タニ國營漁區二十八區ヲ設定スルコト、以上ノ二ツノ事項ハ最モ重大ナル條項デアリマシテ、從來ノ行掛リヨリ之度スベカラザルノ感ヲ深クスルノデアリマス、殊ニ國營漁區ヲ更ニ新ニ二十八箇所モ増加シシントノ要望ニ至ツテハ、假令ソレガスルト、第一ノ所謂國營ノ漁區奪取ニ關シ交換條件ノ形式ヲ執リシトハ言ヒナガラ、

殆ト其常識ノ存在ヲ疑ハシメ、尙且ツ故ラニ事ヲ構ヘテ交渉ノ決裂ヲ求ムルニ非ザルナキヤヲ覺エシムモノデアリマス、但シ國營漁區ハ兩國ノ商議ヲ經テ之ヲ增加シ、又兩國ノ協議ニ依リテ之ヲ決定シ得ルコトハ、日露條約ノ明カニ示ス所テアリマシテ、其正當ノ道順ヲ踏メバ行ハルベキコト勿論デアリマスルケレドモ、併ナガラ方今ノ場合、所謂十八漁區ヲ以テ「ソ」國ノ條約違反トシ、此事ハ據ガテ外交交渉ノ重要ナル要件トナリツツアルノデアリマス、然ルニモ拘ラズ、却テ斯ノ如キ要求ヲ提案スルノハ、我等ヲシテ、「ソ」國有司ノ常識ノ存在ヲ疑ヒ、國際信義ヲ害フモノトシ、將又故ラ事ヲ構ヘテ交渉ノ決裂ヲ圖ルモノナルヤフ疑ハシムルノハ、決シテ偶然ニアラザルス、一概ニ北洋ト稱シマスルノハ「オコフク」海、「ペーリング」海竝ニ北部日本海ノ一部約百三十万方浬ヲ總稱スルモノデアリマス、然タルコト蓋シ想像ニ餘リアルノデアリマス、彼ノ西、樺太ヲ以テ限り、東「カムチヤッカ」半島ヲ以テ境シ、北、沿海州ノ影ヲ浸シ、南、千島群島ノ真砂ヲ洗フ所ノモノヘ、所謂「オコク」海デアリマス、此「オコク」海ハ其廣キコト五十万方浬、内ニ十四万方浬ノ漁場ト七千浬ニ瓦ル海岸線トヲ備ヘ、所在ニ巨口鱗鱗ヲ棲マシ、到ル所ニ測リ知ラレザルウロクヅラ時ヘテ居ルノデアリマス、殊ニ其一部ニハ我等ノ先人夙ニ足跡ヲ印シ、已ニ業ニ所謂漁利ヲ拓キツツアツ

議事速記録第三十三號 北洋漁業權益確保ニ關スル決議案 會議
アリマス、惟フニ條約ノ成リ或ハ協約ノ結
ベルルト云フ如キモ、畢竟此目的ニ副ハム
ガ爲デアリマス、何事ゾ、北洋波立チ騒グ
時ノミ多ク、濁氣ノ低ク兩國ノ空ニ蟠ルノ
キ不法ヲ敢行シ、隣國人ヲ壓迫シ、經濟上
ノ原則ヲナミシ、國際信義ニ違フノ行爲、
到底常識ヲ以テ律スベカラザルノ言行、小
兒ト雖モ尙且ツ之ヲ愧チ、未聞人ト雖モ尙
且ツ之ヲ忍ビ得ザルノ行動ヲ敢テスルニ付
テハ、人或ハ「スラーブ」民族ノ特徴ト申シ
マス、併ナガラ私ハ「スラーブ」民族ヲ斯様
ニ侮辱イタシタクハナイノデアリマス、又
或ル人ハ之ヲ「ソヴィエート」國ノ制度ニ歸
シマス、併ナガラ我ニハ又斯ク「ソヴィエ
ート」國々制ヲ侮辱イタシタクハナイノデ
アリマス、或ル人ハ又端的ニ金ガ欲シキ爲
ト斷定ヲ致シマス、但シ著シク物資ノ缺乏
ニ苦シミ、不換紙幣ヲ濫發シ、其渦中ニ上
下ヲ擧ゲテ呻吟シツタル國柄ト致シマシ
テハ、或ハ是モ無理カラヌコトデナカラウ
カト思ハレマス、此評モ亦一應尤ノヤウニ
聞エルコトデアリマスルケレドモ、サリト
テヘ、餘リニサモシキ又餘リニ情ケナキ恨リ
デハアリマセヌカ、私ハ又斯クマデ我ガ可
憐ナル隣人、親シムベキ日入ルノ國ノ國民
ヲ評スルニ忍ビザル者デアリマス、事ヲ解
スル者ハ彼ノ所謂產業五箇年計畫、「ソヴィ
エート」聯邦國營漁業ノ根本的建設ノ實現
ニ歸シマス、此計畫ガ近來ソシヨソコラ
ニ於テ唱ヘラル所ノ所謂根本建道シノ議
論トハ事カヘリ、眞ニ「ソ」國ヲシテ更生ノ
巷ニ向ハシムルモノ、又之ガ實現ニハ人竝
外レノ覺悟ト異常ナル努力トヲ要スベキコ
トハ勿論デアリマス、即チ「ソ」國最近三箇
年ノ行動ハ彼ノ計畫ヲ實現スル爲メヲ豫定
ノ行動、謂ハバ計畫的行動ト考ヘ得ベタ、
即チ此計畫ヲ實現センガ爲メ、或ハ條約ノ
違反ヲモ空吹ク風ト闘キ流シ、海上、陸上、
隨時隨所ニ不法壓迫ヲモ恣ニシ、進ミテハ
經濟上ノ原則ヲモ顧ミズ、尙且ツ國際信義
ヲ無視スルモ亦ヒムヲ得ザルモノデアリマ
セウカ、斯様ニ相威リマシテハ借區料ノ值
上モ最早問題デヘアリマセヌ、不當關稅モ
已ムヲ得ザルモノデアリマセウ、個人ノ假
面ヲ被レル國營企業ノ進出モ亦致シ方ナシ
ト云フベキデアリマス、斯クテ目出ヅル國
ノ國人ヲ追拂ヒ、其有セシ漁區ヲ召上ゲ、
其保チシ漁獲物、無處六千萬圓ニモ上ボル
ベキモノヲ悉ク其手中ニ收ム、斯ノ如クニ
シテ、彼ノ所謂「ソヴィエート」聯邦國營漁
業ノ根本的建設ハ即チ成レリト謂ヒツベキ
デアリマス、併ナガラ、斯様ナ事柄ガ果シ
テ許サルベキコトデアリマセウカ、苟タモ
世界ニ國ヲ立て、苟クモ我ガ帝國ヲ「オコ
ツク」海ノ此方ニ有スル「ソヴィエート」聯
邦國ガ、果シテ斯ノ如キ暴舉ヲ敢行シ得ル
モノデアリマセウカ、將又我國ガ斯ノ如キ
暴舉ヲ容ス程寛大ニシテ且ツ無氣力ノモノ
デアリマセウカ、但シ產業計畫ヲ樹立スル
コトハ、ソレハ御勝手デアリマス、且又其
十箇年ナルト五箇年ナルト、將又三箇年タ
ルコトモ御自由デアリマス、且又其經濟上
ノ原則ニ超越サルルコトモ場合ニ依リテ
ハ斷行セラレルモ宜シクアリマセウ、
併ナガラ是等ノコトハ他國ノ權益ヲ犯
サズ、國際信義ノ軌道ヲ逸セザル範圍
ニ限定サルルコトヲ知ラナケレバナラ
ヌノデアリマス、若夫レ既締ノ條約ニ背

キ、不法ヲ敢テシ隣國人ヲ壓迫シ、國際
信義ニ違ヒツヽ、尙且又之ヲ敢行セントス
ルガ如クンバ、神人共ニ容サザル所、斷
ジテ看過スルコトハ出來ヌノデアリマス、
事體此ニ至テハ權益ノ擁護ト云フコトハ
當リマセヌ、或ハ尙權益ノ確保ト云フコト
モ當リマセヌ、寧ロ不法ノ秆止ト謂ヒツベ
キデアリマス、我等ハ即チ進ミテ不法秆止
ノ爲ニ立タザルヲ得ザル場合ガアリマセ
ウ、私ハ本問題ヨリ生ズル所、我國權益ノ
侵害ト云フコトノ外ニ尙ホ憂慮スペキ一事
アリト考ヘルノデアリマス、抑、此北洋漁業
權ナルモノハ日露戰役ノ結果タル日露講和
條約ニ依リ、我國ガ彼ノ旅順、大連、南滿
鐵道並ニ權太ノ南半部ト共ニ獲得シタルモ
ノナルコトハ、内外共ニ齊シク認ムル所デ
アリマス、然ルガ故ニ私ハ幣原外相ノ我々
ハ此際ニ於テ何力必ズ纏マルト斷言シタヤ
ウニ仰セラレマシタガ、私ハ出來ルダケノ
コトヲ努力シヤウト言フノデアリマス、出
來ナイ場合ハドウスルカ、纏マラナケレバ不
ウスルノダ、左様ナコトハ私トシテ明言出
來ナイコトハ、是ハ能ク御諒解下サルコト
ト信ジテ居ルノデアリマス、是等ノ問題ニ
付キマシテハ、要スルニ我ミハ十分ニ日本ノ立
場ヲ向ウヘ徹底スルヤウニ致シ、サウシテ
シテ交渉ノ結果ヲ安心シテ下サイト言ッタ
ノデハアリマセヌ、我ミハ十分ニ日本ノ立
場ヲ向ウヘ要求スル、日本ノ立場トシテ御
居ルノデアリマス、此御言葉ニ満足スル者

ニ安心スル者ニアラザルノミナラズスノ如キ優柔不斷ナル北方ノ外交經過ガ他ノ方面アリマセヌ、啻ニ満足シ得ザルヲミナラズ、啻ニアリマス、更ニ恐ルベキハ此事ガ我方地ノ統治上ニ反映セムコトデアリマス、私ハ是ガ既ニ反映シタトハ申シマセヌ、將ニ反映セントスルコトヲ恐レルノデアリマス、惟フニ是等ノ憂ヘ私一人ノ憂ノミデナクシテ齊シタ有識者ノ憂フル所デアルト思フノデアリマス、内外ノ事情斯ノ如タ現在ノ状勢亦既ニ述べタル所ノ如クデアリマス、即クテ速カニ本問題ヲ解決シタク思フノデアリマス、是茲ニ此建議案ヲ提出シタル所以デアリマス、私ハ茲ニ尙ホ一言ヲ附加スルメ御許シヲ得タイト思ヒマス、其一ハ濱口首相ノ壯烈ナル心事ニ關シテデアリマス、首細ノ會テ不慮ノ災難ニ遭遇セラルヤ、朝野愕然八千万同胞ノ心配ト同情トハ悉ク大學病院ノ一室首相ノ枕頭ニ集中イタシタノデアリマス、爾後一億六千万ノ眉ハ體溫器一分ノ度盛リノ爲ニ或ハ開ケ或ハ疊リ、將又一匙幾グラムノ藥酒ノ爲ニ或ハ上リ或ハ下ル、斯ノ如キコト幾百度、幾十日、是實ニ首相ノ高潔ナル人格誠實ナル人ト爲リ、尙且ツ爲ス有ルノ實力ト國民ノ信賴トニ是依ルモノデアリマシテ又實ニ我ガ國情ノ麗シキ所デアリマス、而シテ茲ニ又大患ノ後ヲ受ケ羸弱ヲ逼シテ萬死ヲ期シ、再び宰相ノ印綬ヲ帶び、一死君國ニ報ゼムコト

ハ業ニ已ニ一死ヲ冒シタルノ人ニアリマス、而モ又奮然トシテ更ニ一死ヲ期ス、思ウテ此ニ至レバ誰人ト雖モ爲ニ涙ヲ注ガヌ者ハナノイニデアリマス、次ニ又之ニ類スル我方多數同胞ノ話ヲ御紹介申上ダマセウ、即チ既ニ水盃ヲ取交ハシ腕ヲ撫シツ、門出ノ日ヲ待チワブル一二万三千ノ楫取舟子ノコトデアリマス、水盃ト申スノハ水ヲ盃ニ盛リ父母兄弟妻子故舊ト飲ミ交ハス、古來我國ニ存スル永久ノ別レヽ意味スル最毛悲壯ナル儀式デアリマス、即チ彼等ハ一方曾テ自己ノ嘗メタル經驗ト境遇トニ顧ミ、他方其父兄先輩ガ曾テ肉ヲ破り血ヲ流シ、斯クシテ得タル權益ヲ確保セムガ爲ニ、慨然トシテ起タムトスルモノデアリマシテ、其壯烈ナル決意將又太和民族ノ心情ヲ發露スルモノデアリマス、次ニ我ガ國民ノ本問題ニ對スル論議デアリマス、蓋シ其歸趣タル何レモ權益ノ確保、外交ノ刷新、而シテ「ソ」國ノ非違ヲ憤ラザル者ハアリマセヌ、殊ニ本問題ニ關スル新聞紙ノ論調ノ如キハ、既ニ諸君ノ知ラル如ク、何レモ齊シタ初メハ「ソ」國ノ反省ヲ求メ、中頃交渉ノ進捗セザルコトヲ憂ヘ、今ハ即チ齊シタ、我ガ國權益ヲ確保ヲ叫ンデ居リマス、既ニ此三事、首相ノ壯烈ナル心事、出漁者ノ壯烈ナル決意、兩シテ尙ホ國論ノ此一致、思ウテ此ニ至レバ一方ニ外交交渉、局面ノ展開ヲ圖リ得テ權益確保ノ事成リ、他方「ソ」國ノ反省ヲ求メ得テ國際信義ノ軌道ニ歸ルヲ得セシメ、斯クシテ日出ヅル國ノ國人ト日入ル國ノ國民トハ、再ビ舊ノ如ク北洋ヲ隔テ臂ヲ取り手ヲ握リ、斯タテ瓦ニ其幸慶ヲ頌ツヲ得ベキカ、我ミハ其然ラム日ノ一日モ速ク到

○議長（公爵徳川家達君） 坂本男爵
〔男爵坂本俊篤君演壇ニ登ル〕
スルモノデアリマス、由來北洋ノ開拓ガ我邦入ノ先驅ニ待ツ所アリシコトハ今茲ニ高田屋嘉兵衛、闇宮林造等先覺者ノ歴史ニ翻ルマデモナタ、夫ノ明治八年千島樺太交換ノ條約ニモ顯ヘレマシタ如タ、其第六款第二項ニハ斯様ニ書カレテ居ルノデアリマス、日本國船及商人、通商航海ノタメニ「オコタク」海及東「カムチャツカ」ノ海航ニ來リ又ハ其海岸ニ沿シテ漁業ヲ營ミ總テ露西亞最懸親國ノ國民同様ナル權利及特典ヲ得ルコト」之ニ依テ見マシテモ當時早ク既ニ邦人ガ彼地ニ渡リ、事實上漁業權ヲ獲得シ居リマシタコトハ明瞭デアルノデアリマス、隆天明治二十六年ニハ彼ノ報効義會ノ會長郡司太尉ガ、隅田川ニ一葉ノ短艇ヲ纏シ、東都百萬群衆ヲ歎呼ノ聲ニ送ラレマシテ、幾多ノ艱難ヲ經テ太平洋ノ波濤ヲ乘切り、遂ニハ露領「カムチャツカ」ノ半島ト一衣帶水、呼べバ應ヘムトスル我ガ極北ノ孤島タル占守ノ一角ニ、同志ト共ニ根據地ヲ占ヌ、刻苦經營十有餘年、一ハ北門ノ守リヲ以テ自ラ任ジ、「一ハ北洋漁業ニ其身ヲ捧ゲ、遂ニ今日北洋漁業ノ基礎ヲ創立スルニ至リマシタコトハ、今尙ホ吾人ノ記憶ニ新タナル所モノゾデアリマス、郡司太尉ハ本員ノ同窓竹馬ノ友ニアリマシテ、彼ハ前途有望ナル所ノ海軍大尉ノ現役ヲ擲シテ、北洋漁業ノ開拓ニ其身ヲ投ゼムトスルニ當リマシテ、彼ハ俺ハ是カラ去ツテ北溟ニ大鯨ヲ釣テ見セル

ト、呵呵太笑シテ五ニ惜シキ手ヲ別チマシタ、其時ノ彼ノ音容ハ今尙本縣第トシテ本員ノ眼底ニ殘テ居ルノデアリマス、此海國業今日ノ盛況ノ基ヲ開ケル先驅者トシテ、彼ハ實ニ北洋漁業界ノ一大恩人デアルト同時ニ、彼ハ國家ニ對シテ偉大ナル貢獻者ノ一人デアルト思フ、デアリマス、現行ノ日露漁業條約ハ實ニ其源ヲ「ボーツマス」條約ニ發スルモノデアリマシテ、其第十一條ニハ「露西亞國ハ日本海「オコーウク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亞領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與セムガ爲日本國ト協定ヲナスベキコトヲ約ス、前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ヘ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ホサカルコトニ双方同意ス」斯様ニアルノデアリマス、次デ明治四十年ノ七月二十五日、露都ニ於ケル本野「イズヴォルスキ」協約トナリ、大正十四年一月二十日、北京ニ於テ芳澤「カラハン」ノ基本的法則ニ關スル條約トナリ、最後ニ昭和三年一月二十三日莫斯科ニ於ケル田中「カラハン」調印ニ係ル現行條約ナルモノガソレデアルノデアリマス、即チ之ニ依シテ見マシテモ、此北洋漁業權ナルモノハ、日露戰役、我將士十萬ノ碧血ニ彩ラレタル戰捷記念塔トシテ我ガ子々孫々ニ傳フベキ極メテ貴重ナル戰利品ナルコトヲ知ルト同時ニ、當年ノ講和大使小村全權ガ、一時ノ賠償金ニハ目モ吳レズ、其代償トシテ此國家百年ノ長計ノ基ヲ爲ス所ノ此北洋漁業權ヲ獲得セル其卓見ニハ、今更敬服セシメラレザルヲ得ナオノデアリマス、此貴重ナル戰利品タル北洋漁業權ノ運命ガ、將來我國民ノ生存上如何ニ偉大ナル效

果ノ漁スペキ方ハ、明治四十年即ち北京條約締結當時ニ於テハ、年ニ二百万圓内外ノ產額ニ過ギザリシモノガ、現在ニ於キマシテハ我國獨創ニ係ル所ノ公海漁撈蟹工船ノ分ヲ合セマシテ、約六千万圓以上ノ產額ニ達シ、而シテ其八割即チ約四千八百万圓ハ何レモ之ヲ海外ニ輸出シ、我方國際貨借ノ上ニ極メテ重要ナル位置ヲ占ム、其國家經濟ニ貢獻スル尠ナカラザルモノアルニ顧ミマシテ、此蠶領沿岸竝ニ「オコーツク」海ニ於ケル邦人漁業ノ經營ハ、單ニ一漁業家ノ私的企业ニアラズシテ、實ニ國家經濟ノ消長ニ關スル所ノ國家的企業ト看做スモ敢テ過當デアラザルコトヲ知ルモノデアリマス、然リ北洋漁業ナルモノハ、斯ノ如キ特殊ノ歴史ト我ガ國家經濟ノ繫ル所、斯ノ如ク重要ナルモノアルニ拘ラズ、近來露國政府ノ爲ス所ヲ見マスルニ、彼ハ漁業條約ヲ無視シ、或ハ其裏ヲ潜リ、又ハ殊更ニ條文ヲ曲解シ、其他種々ノ壓迫手段ヲ講ジテ我ガ北洋漁業ノ權益ニ向シテ、之ニ阻害ヲ試ミムトルコトハ殆ド枚舉ニ遑ナインデアリマス、今其目立チタル所ノ重モナルモノニ付テ諸君ノ御参考ニ供シタイト思フノデアリマス、先ヅハ尤ナルモノノ一つ致シマンテハ、彼ハ其國營企業トシテ許サルベキ漁獲高ニハ自トシテ彼ノ漁業區域ハ日ニ月ニ其進出増加ヲ見ルニ反比例イタシマシテ、我漁業區域ノ假面ノ下ニ漁區ノ入札競賣場裡ニ進出ガ日ニ月ニ侵蝕凋落ノ途ヲ辿ラムトシツツアルノデアリマス、即チ昭和四年度昭和五年度ノ二回ノ競賣ニ於キマシテ、邦人既得經營漁區ハ四十三箇所、其他邦人ト密接ノ

所議事速記錄第三十三號 北洋漁業權益確保
利害關係ヲ有スル者ノ漁區四十三箇所ガ、彼ノ爲ニ獲得セラレタルガ如キハ即チ其一例デアリマス、尙ホ聞ク所ニ依リマスレバ、彼ハ今回新ニ二十八箇所ノ國營漁區ヲ我ニ要求シテ參^タト云フコトデアリマス、其交換條件ト致シ マシテハ、豫テ問題ニナフテ居リマス所ノ露貨ノ換算率等ニ付テ幾分ノ讓歩ヲ致スト申シテ居リマスガ、ソレモ我ガ主張ノ三十錢ドコロデナク三十五錢アタリノ所ヲ以テ、ソレデ折合ハウト云フ、誠ニ蟲ノ宜イコトヲ言^フテ居ルヤウニ見エテ居ルノデアリマス、是等ノ行爲ハ全ク條約ノ精神ヲ無視セル所ノ重大ナル違反行爲ト言ハネバナラヌノデアリマス、若シ我ガ政府ニシテ斯ノ如キ彼ノ行爲ヲ看過シ、荏苒解^クスル所ナキニ於キマシテハ、日露漁區ノ對比ハ從來八ト二ノ割合デアリマシタモノガ、今ハ僅ニ日露五分五分、否、ソレスラ之ヲ割ラムトスル現狀マデニ侵蝕サレマシタ、斯ノ如キハ久シカラズシテ往時ノ割合ハ、日露其地位ヲ顛倒スルニ至ラムコトヲ虞ルモノデアリマス、熟、彼ノ國家經濟組織カラ考ヘマスルト、個人ガ斯ノ如キ多大ノ資本ヲ投ジテ、自ラ漁區ノ經營ニ當ル如キハ固ヨリ有リ得ベカラザルコトデアリ、且ツ裏面カラ是等ノ經營者ノ資產狀態ヲ調査イタシマスルニ、其財產ノ如キハ殆ド無一物者デアルニモ拘ラズ、斯カル企業ニ從事スル者アルハ、是レ全ク政府ノ一傀儡トシテ、其個人名義ノ下ニ國營事業ヲ行ハムトスルモノナルコトハ、蓋シ思ヒ半バニ過ダルモノガアルノデアリマス、漁業條約ノ第二條ニハ斯様ニナシテ居ルノデアリマス、前略ニ致シマシテ、「右漁區ノ貸附ニハ競賣ニ依リテ之ヲ爲シ日本國民ト「ソヴィ

「エーテ」社會主義共和國聯邦人民ドノ聞
ニ何等ノ差別ヲ設タルコトナカルベシ」即
チ日露兩國入ヘ平等ノ立場ニ於テ競賣ニ從
事スルニ當リ、彼ハ「ソヴィエート」政府ヲ
背景、否、政府其モノヲ向フニ廻シテ、我ガ
漁業者ガ如何程焦リマシテモ到底勝目ノナ
イコトハ、彼等ハ幾フ高イ相場ニ於テモ競
リ落サウト致シマスレバ、決シテ不可能デ
ハナイノニ反シマシテ、我ハ採算ヲ無視シ
テ之ヲ行フ能ハザルコトハ當然ノコトデア
リマスカラ、名義コソ競賣ニアリマスガ、
結局此競賣ト云フコトハ無意義ト同意義ニ
ナルノデアリマス、果シテ斯ノ如クバ近キ
將來ニ於テ我ハ彼ノ個人名義ノ下ニ國營ヲ
行フ者ノ爲ニ北洋漁業場裡カラ擊退殲滅サ
レマシテ、其運命ハ豫メ知ルベキモノデア
ルト思フノデアリマス、斯ノ如キ歴史ヲ有シ、
シ、斯ノ如キ國家經濟的ノ意義ヲ有シ、最
後ニ日露戰役將士十萬ノ碧血ヲ以テ彩ラレ
タル戰勝記念塔タル所ノ此漁業權ヲシテ、
斯ノ如キ運命ニ委スルコトハ、何トシテモ
我等ノ堪ヘル所デハナイノデアリマス、我
ガ政府モ亦此企業家ガ斯カ爾不利ナル立場
ニ置カレタルコトニ同情サレ、彼等ニ對抗
セムガ爲ニハ、何等カ援助ノ方法ヲ講ズル
所アルベシトノ意向サヘモ漏シテ居ルヤウ
デアリマスガ、援助ト申シテモソレニハ自
カラ制限ノアルコトヲ免レヌノデアリマス
カラ、限リアル援助ノ下ニ限リナキ彼ノ國
營「トラスト」ト戰フモ、到底勝目ノナキハ
當然デアリマス、故ニ苟モ我ガ北洋漁業家
ヲシテ將來立行クコトヲ得セシメヤウト致
見スルコトガ出來ヌト思フノデアリマス、

我ニモノ政府ニ期待スル所ノ骨子ハ實ニ此ニアルノデアリマス、惟フニ近來彼ノ北洋漁業ニ對スル進出振リハ、實ニ目覺シキモノガアルノデアリマス、ソレハ新條約ガ締結サレマシテカラ茲ニ僅ニ二箇年、此間ニ彼ハ其條約實施以前ニハ僅ニ四十箇所ニ過ぎザリシモノガ、今ヤ一躍シテ二百六十九箇所ノ漁區ヲ獲得スル迄ニナリマシタコトハ、抑ゾレハ何ヲ語ルモノデアリマセウカ、ソレハ露國ガ近來北洋漁業ノ頗有利ナル企業ナルコトニ著目ヲ始メマシタル時モ時、恰モ好シ、一方ニハ「スターイリ」ノ國內産業開發ノ國策ニ基キ、國家五箇年計畫ノ下ニ有ユル農業、工業、漁業等著々其經營ノ歩武ヲ進メマシテ、昨年十月ヲ以テ、既ニ其二箇年ノ計畫ヲ終リ、其成績ハ又頗ル見ルベキモノガアルト云フコトデアリマス、即チ北洋漁業ナルモノモ其ツニ屬スルモノデアリマシテ、其資金ハ、無慮二十六億留ガソレニ割當テラレテ居ルト云フコトデアリマス、而シテ今年度ノ極東方面諸種ノ事業ニ充ツル爲メ、執行委員カラ中央ニ向テ要求シマシタ所ノモノハ、十億留ト云フコトデアリマシタガ、經濟上其他政治上ノ都合ニ依リマシテカラ、是ハ五億留ガ割當テラレルコトニナツタ云フコトデアリマシテ、即チ其中五千五百万留ガ北洋漁業資金ニ割當テラレタト云フコトデアリマス、元來此露國政府ノ利權政策ナルモノハ、千九百二十年、時ノ執權「レニン」ハ革命以前カラ久シク廢穎イタシテ居ル所ノ國內ノ產業工業ノ開發ヲ圖リ、併セテ復興資金ノ吸收ノ爲ニ、利權法ナル法律ヲ發布イタシマシテ、次イデ千九百二十三年ニハ利權委員會ノ官制ヲモ公布シ、諸外國ニ對シテ熾ンニ

利權ヲ提供シマシタ所、大小各種ノ企業ヲ
出願セルモノハ其當時約二千ヲ數へ、内契
約ヲ締結イタシタモノハ其一割ニ及ンダノ
アリマスガ、其條件ノ苛酷ナル等ノ故ヲ
以チマシテ、千九百一十六年ニハ其數ハ百
二件トナツタノデアリマス、然ルニ「レニン」
歿後、「スター・リン」ガ政權ヲ把握スルニ及
ビマシテ、其政策ヲ一變イタシ、利權回収
ノ方法ヲ定メテ、種々辭柄ヲ設ケテ利權企
業ニ壓迫ヲ試ミ、「スター・リン」就職後三年
ノ後ニ於テ、即チ一千九百二十九年ニハ利權回
收ノ鋒芒ノ現ハレノ一ツデアリマシテ、我
ナツタノデアリマス、即チ我ガ北洋漁業ニ對
スル壓迫的行爲モ亦此「スター・リン」利權回
收ノ現存スルモノ僅ニ五十九件ヲ剩スノミニ
ナツタノデアリマス、即チ我ガ北洋漁業問題ニ
申述べタ通リデアリマス、尙ホ諸君ノ御
了解ニ便ニスル爲ニ、更ニ北洋漁業問題ニ
ガ北洋漁業ノ權益モ亦此驅逐的笞ノ下ニ、
日ニ月ニ侵蝕サレツツアルコトハ、既ニ前
ニ述べタ通リデアリマス、尙ホ諸君ノ御
了解ニ便ニスル爲ニ、更ニ北洋漁業問題ニ
絡ハル所ノ日露交渉案件ノ因ヲ爲ス所ノモ
ノ、ソレヲ短簡ニ其概要ヲ列舉シテ見タイ
ト思フノデアリマス、即チ個人名義ノ假面
ノ下ニ國營企業ヲ行ヒ、他ヲシテ漁區競賣
場裡カラ敗退ヲ餘儀ナクセシメ、合法的ニ
全漁區ヲ奪取セムトスルガ如キ潛行的條
約違反ヲ敢テセムトスルモノハ其一デアリ
マス、國際相場ノ通義ニ依ルコトナクシ
テ、不法ナル換算率ヲ露貨ノ上ニ設定シ、
シニ依ッテ他ノ採算ヲ不可能ナラシメ、以テ
競賣場裡カラ敗退ヲ餘儀ナクセシメムトス
ルハ其三デアリマス、在浦鹽斯德ノ朝鮮銀
行支店ニ強制閉鎖ヲ命ジ、露貨ヲ得ルノ途

ヲ閉^シ他ヲシテ漁業ヲ續行スルコトヲ不可能ナラシメルモノハ其四デアリマス、公海ニ於テ屢々我ガ船舶ヲ砲撃又ハ拿捕スル等、我國獨創ニ係ル所ノ蟹工船ノ漁業ニ阻害ヲ加ヘタルモノハ即チ其五デアリマス、溢リニ漁區ノ最低價格ノ基礎ヲ變更シ、之ニ高率ヲ課シ、計畫的ニ邦人ニ對シ經濟的ニ驅逐ヲ試ミムトスルモノハ其六デアリマス、漁業ノ必需品ニ不當ナ課稅ヲ行ヒ、經濟的ニ壓迫ヲ加ヘムトスルモノハ其七デアリマス、以上列舉セル中、第一及第二ハ國際道義ノ觀念ヨリ見テ、確カニ日露漁業條約ノ爵ニ與ヘタル彼ノ紳士的聲明ナルモノハ斯様デアリマス、「ソウイエート」聯邦全權委員ハ「ソヴイエート」聯邦政府方漁業條約圈内ノ地方ニ於テ日本國臣民ノ從事スル漁業ノ大半ル經濟的意義ヲ認メ、前記條約ニ從ヒ、日本國臣民ノ正當ニシテ合法的ナル利益ヲ侵害セラルコトナカラシムルコトニ付適當ノ考慮ヲ加フル用意アルコトヲ聲明ス、此聲明ニ對シテ今彼ノ爲ス所ヲ見マヌニ、彼ノ國際信義ナルモノハ何處ニアルカラシムルヲ得ナイノデアリマス、今ニシテ翻然覺ル所ナキニ於テハ、或ハ日露國交上甚ダ好マンカラザル暗雲ニ掩ハレルコトモノ約六千人アルト云フコトデアリマシテ、是ガ、是等ニ對シテハ最モ深刻ナル赤化ノ運動ヲ行ヒ、彼等ヲシテ赤化スルコトニ非常ニ努メテ居ルト云フコトデアリマシテ、是

が再び日本ニ歸リマシタ時ハ、實ニ怖ルベキモノト思フノデス、此點ニ付テハ條約締結ノ際ニ既ニ日本ニ於キマジテモ大ニ考慮ヲ思シタモノデアリマス、果シテ斯ノ如クデアルト致シマスレバ、政府當局ニ於テモ、大イニ此點ニ於テ考慮ヲ願ハナケレバナラヌト思フノデアリマス、由來北洋漁業ノ問題ナルモノハ、近年日露兩國間ノ痼疾トナラタ如キ觀ヲ呈シテ居ルノデアリマス、其發作ハ周期的ニ起ルモノデアリマシテ、渺茫タル北洋ニ春立還リ、其海面ニ冰雪ガ消エ、浦鹽斯德ノ漁業廳ニ漁區ノ競賣ノ行ハルル無數ノ鮭、鱈ガ露領沿海ノ河川ニ上ボル頃、シテ起ルノデアリマス、斯ノ如キハ昔ニ日本漁業家ノ一大打撃タルノミナラズ、國家經濟ノ見地ヨリモ實ニ測ルベカラザル損失ト言ハナケレバナラヌノデアリマス、我ガ貴族院ハ比年此問題ニ絡ハル日露兩國間ノ糾紛ノ速ニ解決セムコトヲ希望スルガ爲ニ、昨年五十八議會ニ於テ一つノ建議案ヲ提出シ、只管政府ノ善處ニ期待スル所アリマシタニ拘ラズ、荏苒今日ニ於テモ解決スル所ナギノミナラズ、本問題ニ對スル一般ノ物情ハ、露國ノ新產業政策ノ進展ト相俟テ、更ニ一段ノ難關ヲ加ヘムトスルノ觀ナキ能ハズ、其偶、突發セル所ノ鮮銀強制閉鎖ハ、延イテ我國ノ漁業家ノ死活ニ關スル「ループル」問題ノ如キ、一層事態ヲ糾紛ニ導キ、殊ニ來月ノ出漁期ヲ前ニ控ヘナガラ、何等縣案ノ上ニ進展ノ跡ヲ見ル能ハザルコトハ、吾人ノ最モ遺憾トスル所アリマス、彼デアリマス、ソレハ外デモアリマセヌ、彼

等ヲシテ其正ニ還ラシムルコトデアリマス、而シテ其正ニ還ラシムルノ重モナルモノハ何カト申シマスルニ、其第一ハ個人名義ノ假面ニ隠レ、國營ノ仕事ヲ行フ云フヤウナ、條約ノ精神ニ違反スル如キ陰險ナル手段ヲ放棄セシムルコトデアリマス、第二ハ條約ノ文句ヲ曲解シテ、他ノ利害ヲ阻害シテ顧ミザル、惡辣ナル措置ヲ再ビセザラシムルコトデアリマス、此二ツノ問題ヨソ、北洋漁業問題ニ絡ハル日露案件中、恐ラク我企業家ノ死命ヲ永遠ニ制スル所ノ其尤ナルモノタルコトヲ信ズルノデアリマス、若夫レ鮮銀閉鎖問題ノ如キ、或ハ留換算率ノ問題ノ如キハ、前ノ條約申ノ根本ニ觸レタル問題ニシテ解決スル所アルニ於キマシテハ、是等ハ寧ロ派生的問題トシテ之ヲ事務的ニ解決スルニハ、自ラ其途ガアルデアラウト信ズルノデアリマス、而シテ之ヲ解決スルニハ宜シク我ハ正ヲ履ンデ恐レザルノ意氣ト決心ヲ以テ、之ニ望ムベキデアルト思フノデアリマス、世ノ中ニ正程強イモノハアリマセヌ、正ヨリ人ノ心ヲ捉ヘ、又人ノ心ヲ動カス力アルモノハナイト信ズルノデアリマス、古人曰ク、斷ジテ之ヲ行ヘバ鬼神モ之ヲ避クト、況ヤ正ハ我ニ在ルニ於テオヤデアリマス、本決議案ノ言葉ハ簡単デアリマスガ、意味ハ頗ル深長デアリマス、政府當局ノ眼光ハ必ズ其紙背ニ徹スベキコトヲ信ズル者デアリマス、是レ此決議案ノ提出ヲ見ル所以デアリマシテ、本員ガ之ヲ賛成スル理由モ亦茲ニ存スルノデアリマス

官報號外

昭和六年三月十七日

貴族院議事速記錄第三十三號

北洋漁業權益確保ニ關スル決議案

金
華

ヲ請ヒマス

〔起立者多數〕

○議長(公爵徳川家達君) 過半數ト認メマス

業法改正法律案、政府提出、衆議院送付、
第一讀會、大藏政務次官小川郷太郎君
○議長(公爵徳川家達君) 日程第一、無盡業法改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和六年三月十二日

貴族院議長 藤澤幾之輔
衆議院議長 公爵徳川家達殿

無盡業法改正法律案

第一條 本法ニ於テ無盡ト稱スルハ一定

ノ口數ト給付金額トヲ定期ニ掛金

ヲ拂込マシメ一口毎ニ抽籤、入札其ノ

他類似ノ方法ニ依リ掛金者ニ對シ金錢

ノ給付ヲ爲スヲ謂フ無盡類似ノ方法ニ

依リ金錢又ハ有價證券ノ給付ヲ爲スモ

ノ亦同ジ但シ賭博又ハ富籤ニ類似スル

モノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 無盡ハ營業トシテ之ヲ爲ストキ

ハ之ヲ商行爲トス

前項ノ免許ヲ受ケントスル者ハ申請書

ニ定款、事業方法ヲ記載シタル書面及

無盡契約款ヲ添附シ之ヲ主務大臣ニ

提出スベシ

第四條 無盡業ハ資本金三萬圓以上ニ

テ拂込金額一萬五千圓以上ノ株式會社

ニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

第五條 無盡會社ハ其ノ商號中ニ無盡ナ

ル文字ヲ用フベシ

無盡會社ニ非ザルモノハ其ノ商號中ニ

無盡ヲ業トスル者タルコトヲ示スペキ

文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第七條 無盡會社ノ營業區域ハ道府縣ノ

區域内ニ於テ之ヲ定メ定款中ニ記載ス

第八條 無盡會社ハ左ノ場合ニ於テハ主

務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一定款ヲ變更セントスルトキ

二 事業方法又ハ無盡契約款ヲ變更

三 出張所又ハ代理店ヲ設置セントス

ルトキ

四 本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更

セントスルトキ

五 代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他

代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他

ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケシ

ムルコトヲ得ズ

無盡會社ノ代理店主ハ其ノ代理事務ニ

關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營

ハ之ヲ商行爲トス

第十條 無盡會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外

其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得

ズ

一 國債、地方債其ノ他特別ノ法令ニ

依リ設立シタル法人ノ債券又ハ株式

ノ買入

二 前項ノ有價證券又ハ不動產ヲ擔保

ドスル貸付

三 挂金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額

ヲ限度トスル貸付

四 挂金者ニ對シ既ニ拂込ミタル金額ハ

ヲ超過シ契約給付金額ヲ限度トスル

貸付コトヲ得ズ

五 銀行ヘノ預ケ金又ハ郵便貯金

前項第四號ノ規定ニ依ル貸付金額ハ

拂込資本金及諸準備金ノ總額ヲ超ユル

コトヲ得ズ

第六條 無盡會社ハ他ノ業務ヲ營ムコト

ベシ

第七條 無盡會社ノ營業區域ハ道府縣ノ

區域内ニ於テ之ヲ定メ定款中ニ記載ス

第八條 無盡會社ハ左ノ場合ニ於テハ主

務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一定款ヲ變更セントスルトキ

二 事業方法又ハ無盡契約款ヲ變更

三 出張所又ハ代理店ヲ設置セントス

ルトキ

四 本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更

セントスルトキ

五 代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他

代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他

ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケシ

ムルコトヲ得ズ

無盡會社ノ代理店主ハ其ノ代理事務ニ

關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營

ハ之ヲ商行爲トス

第十條 無盡會社ハ左ノ方法ニ依ルノ外

其ノ營業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得

ズ

大臣ノ定ムル様式ニ依リ貸借對照表ヲ

作成シ新聞紙ニ依リ之ヲ公告スペシ

第十八條 無盡會社ノ常務ニ從事スル調査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ每營業年度一

回作成シテ之ヲ本店ニ備へ置ケベシ

無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ガ他ノ會社ノ常務ニ從事セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ

受ケベシ

第十九條 無盡會社ニ對シ其ノ

加入シタル無盡ノ掛金者五分ノ一以上

ノ同意ヲ以テ其ノ加入シタル無盡ニ關

シ命令ノ定ムル事項ニ付説明書ノ交付ヲ求ムルコトヲ得ズ

前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存續ス

第十二條 無盡會社茲ニ其ノ取締役、監査役、使用人及代理店主ハ何人ノ名義ニ任ズ

前項ノ責任ハ取締役ノ退任登記前ノ債務ニ付退任登記後二年間仍存續ス

第十三條 無盡會社ハ無盡ノ缺口又ハ掛金ノ拂込ヲ爲サザル者アル場合ト雖モ

第一回ノ抽籤、入札其ノ他類似ノ方法ヲ行ヒタル後ハ掛金者ノ不利益ニ給付ヲ變更シ又ハ掛け金額ヲ増加スルコトヲ得ズ

第二十二條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡會社ヲシテ其ノ業務ニ關スル報告ヲ爲

第二十三條 主務大臣ハ何時ニテモ無盡會社ノ業務及財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得ズ

第二十四條 主務大臣ハ無盡會社ノ業務又ハ財産ノ状況ニ依リ必要ト認ムルト

キハ事業方法若ハ無盡契約款ノ變更、業務ノ停止又ハ財産ノ供託ヲ命ジ

其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十五條 無盡會社ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公債ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止若ハ取締役、監査役ノ改

任ヲ命ジ又ハ營業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ業務ノ停止ヲ命

ゼラレタル無盡會社ニ對シ其ノ整理メ

狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業ノ

免許ヲ取消スコトヲ得

第二十七條 無盡業ノ廢止又ハ無盡會社

ノ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受タ

ルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十八條 無盡會社ガ其ノ目的ヲ變更

シ他ノ業務ヲ營ム會社トシテ存續スル

場合ニ於チハ無盡會社ニ關スル事務ヲ

管理スル主務大臣ハ其ノ會社ガ掛金者

ニ對スル債務ヲ完済スルニ至ル迄財產

ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲

スコトヲ得合併ニ因リ無盡會社ニ非ザ

ル會社ガ無盡會社ノ掛金者ニ對スル債

務ヲ承繼シタル場合亦同ジ

第二十一條及第二十三條ノ規定ハ前項

ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 無盡會社ガ營業ノ免許ヲ取

消サレタルトキハニ因リテ解散ス

前項ノ場合ニ於テ清算人ハ利害關係人

ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ裁判所之

以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ清算人ヲ解任シタル

トキハ裁判所へ清算人ヲ選任スルコト

ヲ得

第三十一條 裁判所ハ無盡會社ノ清算事

務及財產ノ狀況ヲ檢查シ、財產ノ供託

ヲ命ジ其ノ他清算ノ監督ニ必要ナル命

令ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 無盡會社ノ清算、破産又ハ

強制和議ノ場合ニ於テ裁判所へ無盡會

社ノ檢查監督ニ從事スル官吏ニ對シ意

見ヲ求メ又ハ検査若ハ調査ヲ嘱託スル

コトヲ得

第三十三條 無盡會社ノ清算、破産又ハ

強制和議ノ場合ニ於テ無盡會社ノ検査

監督ニ從事スル官吏ハ裁判所ニ對シ意

見ヲ述ブルコトヲ得

第三十四條 無盡會社ハ其ノ管理ス

ル無盡ノ掛金ノ拂込ナキ場合ニ於テ掛

金者ニ代リ掛金ノ拂込ヲ爲ス責ニ任

ズ

第三十五條 無盡會社ハ其ノ管理ス

ル無盡ノ加入者ニ代リ掛金ノ拂込及給

付金ノ支拂ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁

判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

掛金ノ拂込又ハ給付金ノ支拂ニ關スル

訴ニ於チハ無盡會社ハ原告又ハ被

告ト爲ルコトヲ得

第三十六條 主務大臣ノ免許ヲ受ケズシ

テ無盡業ヲ營ミタル者ハ二千圓以下ノ

罰金ニ處ス

第三十七條 左ノ場合ニ於テハ取締役、監

查役、支配人又ハ清算人ヲ一年以下ノ懲

役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 業務報告書又ハ監査書ノ不實ノ記

載、虚偽ノ公告其ノ他ノ方法ニ依リ

官廳又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ

二 本法ニ依ル検査ニ際シ帳簿書類ノ

隠蔽、不實ノ申立其ノ他ノ方法ニ依

リ検査ヲ妨ゲタルトキ

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ取締役、

監査役、支配人、代理店主(代理店主人)

人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社

員、取締役其ノ他法人ノ代表者又ハ清

算人ヲ二千圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

但シ其ノ行爲ニ付刑ヲ科スベキトキハ

此ノ限ニ在テス

一 第六條、第八條、第九條、第十條、

第十三條、第十四條、第十七條又ハ

第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 第七條ノ規定ニ依リ定メタル營業

區域外ニ於テ營業ヲ爲シタルトキ

三 無盡會社ガ第十二條ノ規定ニ違反

シタルトキ

四 正當ノ理由ナクシテ第二十條ノ說

明書ノ交付ヲ拒ミ又ハ之ニ虛偽ノ記

載ヲ爲シタルトキ

五 本法ニ依リ無盡會社ニ備ヘ置クベ

キ書類ノ備附若ハ主務大臣ニ提出ス

ベキ事項ヲ記載セズ又ハ之ニ不實ノ

記載ヲ爲シタルトキ

六 第二十四條、第二十五條、第二十

八條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ主

務大臣又ハ裁判所ノ爲シタルトキ

違反シタルトキ

七 本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ

タルトキ

第三十九條 第十二條ノ規定ニ違反シ

タル取締役、監査役、使用人又ハ代理店主

(代理店主)ナルトキハ其ノ業務ヲ執

行スル社員、取締役其ノ他法人ノ代表

者)ハ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ無盡會社ノ取締役

及監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ

處ス

第四十條 第五條第二項ノ規定ニ違反シ

タル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處

ス

第四十一條 非證事件手續法第二百六條

乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ定メタ

ル過料ニ之ヲ準用ス

スル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方

長官ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

締役、監査役、支配人、清算人及代理人

會社竝ニ其ノ取締役、監査役、支配人、

使用者、清算人及代理人ニ、無盡業

ニ關スル規定ハ無盡管理業ニ之ヲ準用

ス

附 則

第四十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以

テ之ヲ定ム

第四十五條 從前ノ規定ニ依リテ免許ヲ

ベキ事項ヲ記載セズ又ハ之ニ不實ノ

記載ヲ爲シタルトキ

六 第二十四條、第二十五條、第二十

八條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ主

務大臣又ハ裁判所ノ爲シタルトキ

違反シタルトキ

七 本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ

タルトキ

第三十九條 第十二條ノ規定ニ違反シ

タル取締役、監査役、使用人又ハ代理店主

(代理店主)ナルトキハ其ノ業務ヲ執

行スル社員、取締役其ノ他法人ノ代表

者)ハ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ無盡會社ノ取締役

及監査役ヲ十圓以上千圓以下ノ過料ニ

處ス

第四十條 第五條第二項ノ規定ニ違反シ

タル者ハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處

ス

第四十一條 非證事件手續法第二百六條

乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ定メタ

ル過料ニ之ヲ準用ス

理店ハ本法施行後一年内ニ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ存續スルコトヲ得ズ

前項ノ認可申請書ハ本法施行後三月内ニ主務大臣ニ提出スベシ

第四十九條 本法施行ノ際現ニ無盡會社ノ常務ニ從事スル取締役又ハ支配人ニシテ他ノ會社ノ常務ニ從事スル者ハ本法施行後一年ヲ限リ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ引續キ其ノ會社ノ常務ニ從事スルコトヲ得

第五十條 第四十五條第一項ノ無盡業者ニシテ會社ニ非ザルモノノ業務廢止ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十一條 本法中取締役ニ關スル規定ハ第四十五條第一項ノ無盡業者ニ付テハ其ノ營業主（營業主法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員）ニ之ヲ準用ス

第五十二條 従前ノ第三十一條第一項又ハ第三十二條ノ無盡業者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第五十三條 非訟事件手續法第百三十六條、第百三十七條及第百三十八條ノ二中「銀行」（銀行又ハ無盡業若ハ無盡管理業ヲ營ム會社）ニ改ム

○政府委員（小川郷太郎君） 只今議題トナリマシテ、早クカラ津々浦々ニマデ普及シテ居タノデアリマス、現行ノ無盡業法ハ大正四年ニ初メテ制定セラレタモノデアリマス、爾來無盡業者ノ適從スペキ基準トシテ、事業ノ發展ニ貢獻シテ參タノデアリマス

第一條 本法ニ於テ自動車運輸事業トハ

一般交通ノ用ニ供スル爲路線ヲ定メ定期ニ自動車ヲ運行シテ旅客又ハ物品ヲ運送スル事業ヲ謂フ

第二條 自動車運輸事業ノ路線ハ一般ノ

ス、併ナガラ其後時勢ノ進退ト本法施行ノ實蹟トニ鑑ミマシテ、此無盡業ヲシテ一層庶民金融機關タルノ機能ヲ發揮セシメマス

爲メ、營業上ノ資金運用ノ範圍ヲ擴張スル外、銀行法、貯蓄銀行法、及信託業法等ノ規定ヲ參酌イタシマシテ、或ハ其營業ノ主體ヲ株式會社ニ制限シ、或ハ無盡會社ノ監査役ヲシテ每營業年度一回、監査書ヲ作製スルノ義務ヲ負ハシムル等、種々ノ改正ヲ加ヘルコトヲ至當ト認メマシタノデ、茲ニ無盡業法改正法律案ヲ提出イタシマシタ

次第アリマス、何卒御審議ノ上御協賛アラムコトヲ切望イタシマス

○議長（公爵徳川家達君） 本案ハ抵當證券法案外九件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長（公爵徳川家達君） 本案ハ抵當證券法案外九件ノ特別委員ニ付託イタシマス

車交通事業法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、鐵道大臣江木翼君

第五條 主務大臣ハ自動車運輸事業者ガ免許ノ有效期間満了後仍引續キ其ノ事業ヲ經營セントヲ申請シタルトキハ

當該路線ニ依ル自動車運輸事業ノ不必要其ノ他特別ノ事由ナキ限り期間更新ノ免許ヲ爲スベシ

第六條 自動車運輸事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ運輸開始ノ認可ヲ申請スベシ

第十七條 第一項ノ專用自動車道ヲ開設シテ自動車運輸事業ヲ經營スル場合ニ在リテハ工事方法ヲ定メ前項ノ認可申請前主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スベシ

天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前二項ノ期間内ニ認可ヲ申請スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸縮スルコトヲ得

第七條 自動車運輸事業者事業計畫又ハ専用自動車道ノ工事方法ヲ變更セント

スルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシシ

道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路ニ依ルベシ

第三條 主務大臣ハ命令ヲ以テ自動車運輸事業ニ付路線ニ應ジテ使用スペキ自

動車ノ輛數共ノ他事業ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

第四條 自動車運輸事業ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運賃共ノ他ニ關スル事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ

主務大臣ハ前項ノ免許ヲ爲スニ當リ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ有效期間ヲ指定スルコトヲ得

第五條 主務大臣ハ自動車運輸事業者ガ免許ノ有效期間満了後仍引續キ其ノ事業ヲ經營セントヲ申請シタルトキハ

當該路線ニ依ル自動車運輸事業ノ不必要其ノ他特別ノ事由ナキ限り期間更新ノ免許ヲ爲スベシ

第六條 自動車運輸事業經營ノ免許ヲ受

ケタル者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ運輸開始ノ認可ヲ申請スベシ

第十七條 第一項ノ專用自動車道ヲ開設シテ自動車運輸事業ヲ經營スル場合ニ在リテハ工事方法ヲ定メ前項ノ認可申請前主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スベシ

天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前二項ノ期間内ニ認可ヲ申請スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期

間ヲ伸縮スルコトヲ得

第七條 自動車運輸事業者事業計畫又ハ専用自動車道ノ工事方法ヲ變更セント

スルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシシ

第八條 自動車運輸事業ノ自動車ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登録ヲ受クルコトヲ要ス

第九條 自動車運輸事業ノ運輸、設備及會議ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ自動車運輸事業者ニ對シ左ニ掲ゲル事項ヲ命ズルコトヲ得

一、運賃共ノ他ニ關スル事業計畫又ハ専用自動車道ノ工事方法ヲ變更セシムルコト

第十一條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

前項第三號及第四號ノ場合ニ於テ其ノ實施方法又ハ各事業者ノ收得シ若ハ負擔スペキ金額ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

第十一條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第十一條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ條件ニ於テ他ノ運送事業者ヨリ事業ノ讓渡又ハ共同經營、會社ノ合併等ヲ求メタルトキハ之ニ應スベキコトヲ命ジタル場合

二於ケル實施方法及收得又ハ負擔金額ニ之ヲ準用ス

第十二條 自動車運輸事業ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

第十三條 自動車運輸事業ノ讓渡ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全権又ハ一部ヲ生ゼズ

會社ノ合併ニ因ル自動車運輸事業ノ承繼ニ付テハ合併前主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

自動車運輸事業者死亡シタルトキハ相続人ハ其ノ事業ヲ承繼ス

自動車運輸事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十四條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ自動車運輸事業經營ノ免許ノ全部若ハ一部ヲ停止セシムルコトヲ得

一法令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ

二法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

三許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ故ナク實施セザルトキ

四事業ノ經營不確實又ハ資產狀態ノ著シキ不良其ノ他ノ爲事業ヲ繼續スルニ適セズト認メタルトキ

五公益ヲ害スル行為ヲ爲シタルトキ

六道路、自動車道又ハ通路ノ狀況ガ自動車ノ運行ニ適セザルニ至リタルトキ

第十五條 左ノ場合ニ於テハ自動車運輸事業經營ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

一運輸開始ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ

二運輸開始ノ認可ナキトキ

三事業經營ノ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ運輸開始ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸長スルコトヲ得

付専用自動車道ヲ開設スル場合ニ在リテハ工事施行ノ認可申請期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキ

四專用自動車道ニ付工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ

五專用自動車道ニ付工事施行ノ認可ナキトキ

六事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

七事業ヲ營ム會社解散シタルトキ

第十六條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 自動車道及自動車道事業

第十七條 本法ニ於テ自動車道トハ専ラ自動車ノ一般交通ノ用ニ供スル道路

(一般自動車道)及自動車運輸事業者ガ其ノ事業用自動車ノ専用ニ供スル通路

(專用自動車道)ヲ謂フ

本法ニ於テ自動車道事業トハ一般自動車道ヲ開設シ有償又ハ無償ニテ之ヲ専ラ自動車ノ一般交通ノ用ニ供スル事業ヲ謂フ

第十九條 自動車道事業ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用料金其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ

自動車道事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ命定ムル所ニ依リ裁定中補償金額ニ不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十條 自動車道事業者工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ一般自動車道ノ工事ニ着手シ之ヲ竣工セシムベシ

前款第二項ノ規定ハ前項ノ期間ノ伸長ニ之ヲ準用ス

第二十一條 自動車道事業者事業計畫又ハ一般自動車道ノ工事方法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十二條 自動車道ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ自動車道事業者又ハ自動車運輸事業者ハ地方長官ノ許可ヲ受ける事道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サントスルトキハ已ムヲ得ザル事由アルノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ニ因リテ生ジタル損害ハ立入又ハ使用ノ後遲滞ナク事業者ニ於テ之ヲ補償すべシ

第二十三條 一般自動車道ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ供用ヲ開始スルコトヲ得ズ

第二十四條 一般自動車道ノ構造、維持、修繕若ハ使用又ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ自動車道事業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命スルコトヲ得

一 使用料金其ノ他ニ關スル事業計畫又ハ一般自動車道ノ工事方法ヲ變更セシムルコトヲ

二 一般自動車道又ハ其ノ附屬物件ノ改善ヲ爲サシムルコト

第三十六條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第三十七條 自動車道事業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ニ屬スル一般自動車道ノ全部又ハ一部ノ供用ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得

前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第三十八條 自動車道事業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ニ付テハ合併前主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

自動車道事業者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承繼ス

自動車道事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ自動車道事業經營ノ免許ノ全部又ハ

一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部又ハ一部ヲ停止セシムルコトヲ得

一 法令又ハ發許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ

二 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

三 主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事

ヲ竣工セズ其ノ他許可又ハ認可ヲ受

ケタル事項ヲ故ナク實施セザルトキ

四 事業ノ經營不確實又ハ資產狀態ノ著シキ不良其ノ他ノ爲事業ヲ繼續スルニ適セズト認メタルトキ

五 公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ

第三十條 左ノ場合ニ於テハ自動車道事業經營ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

一 工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ

二 工事施行ノ認可ナキトキ

三 事業經營ノ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ工事施行ノ認可申請期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲サルトキ

四 一般自動車道ノ供用ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

五 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ

第三十一條 政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者が自動車道ニ接続シ若ハ接近シ又ハ之ヲ横断シテ一般ノ道路、自動車道、橋梁、河川、運河、溝渠、鐵道、軌道、索道等ヲ造設セントストキハ自動車道事業者又ハ自動車運輸事業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

ムルトキハ主務大臣ハ自動車道事業者又ハ自動車運輸事業者ニ對シ設備ノ共用又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ實施方法及費用ノ負擔ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ關係主務大臣之ヲ裁定ス自動車道事業者又ハ自動車運輸事業者ノ受ケタル損害ノ補償ニ付亦同シ

第二十二條 第五項ノ規定ハ前項ノ補償金額ニ之ヲ準用ス

第三十二條 一般自動車道以外ノ自動車ノ通行スル道路ヲ開設シテ使用料金ヲ徵收スル場合ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 共通規定

第三十三條 同一ノ一般自動車道ニ依ル自動車道事業及自動車運輸事業ノ兼營ノ場合ニ於ケル免許、許可及認可ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 主務大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム、以下同ジ)ハ必要アリト認ムルトキハ自動車運輸事業者又ハ自動車道事業者ヲ爲ス爲自動車運輸事業又ハ自動車道事業ノ全部又ハ一部ニ付自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得

第三十八條 自動車運輸事業又ハ自動車道事業ヲ營ム株式會社ハ抵當權ノ目的ト爲ス爲自動車運輸事業又ハ自動車道事業ノ全部又ハ一部ニ付自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得

第三十九條 自動車交通事業財團ハ左ニ掲グルモノニシテ同一自動車運輸事業者又ハ同一自動車道事業者ニ屬シ且其ノ事業ニ關スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

一 自動車道ノ敷地及其ノ上ニ存スル

監査員ハ自動車運輸事業者若ハ自動車道事業者又ハ其ノ代表者若ハ其ノ他ノ從業者ニ說明ヲ求メ帳簿、書類及圖面ヲ檢閱スルコトヲ得

第三十五條 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之

第三十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル工作物竝ニ之ニ屬スル器具機械

第三十七條 國ニ於テ經營スル自動車運輸事業及自動車道事業ニ付テハ第一條乃至第三條、第九條(會計ニ關スル規定ヲ除ク)、第十七條、第二十二條、第三十條、第五十四條乃至第五十七條ノ十四條及第五十四條乃至第五十七條ノ規定ニ限リ本法ヲ適用ス

國ニ於テ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ヲ經營セントストキハ當該官廳ハ主務大臣ニ協議ヲ爲スベシ

第三十八條 自動車交通事業抵當

第三十九條 前條第一號乃至第三號ニ掲グル不動產ノ何レモガ存セザルトキハ自動車運輸事業ノ爲ニ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得ズ

第四十條 前條第一號乃至第三號ニ掲グル不動產ノ何レモガ存セザルトキハ自動車運輸事業財團ヲ設定スルコトヲ得ズ

第四十一條 自動車運輸事業又ハ自動車道事業ノ一部ニ付自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニ於テハ自動車道事業ニ在リテハ獨立ノ路線ニ付、自動車道事業ニ在リテハ獨立ノ一般自動車道ニ付之ヲ爲スコトヲ要ス

第四十二條 同一事業者が自動車運輸事

業下自動車道事業トヲ兼營スル場合ニ

於テハ兩事業ニ關スルモノヲ合シテ一個ノ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得但シ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ノ何レカ一方ニ付自動車交通事

又ハ地方長官ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 國ニ於テ經營スル自動車運輸事業及自動車道事業ニ付テハ第一條乃至第三條、第九條(會計ニ關スル規定ヲ除ク)、第十七條、第二十二條、第三十條、第五十四條乃至第五十七條ノ十四條及第五十四條乃至第五十七條ノ規定ニ限リ本法ヲ適用ス

國ニ於テ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ヲ經營セントストキハ當該官廳ハ主務大臣ニ協議ヲ爲スベシ

第三十八條 自動車交通事業抵當

第三十九條 前條第一號乃至第三號ニ掲グル不動產ノ何レモガ存セザルトキハ自動車運輸事業財團ヲ設定スルコトヲ得ズ

第四十條 前條第一號乃至第三號ニ掲グル不動產ノ何レモガ存セザルトキハ自動車運輸事業財團ヲ設定スルコトヲ得ズ

第四十一條 自動車運輸事業又ハ自動車道事業ノ一部ニ付自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニ於テハ自動車道事業ニ在リテハ獨立ノ路線ニ付、自動車道事業ニ在リテハ獨立ノ一般自動車道ニ付之ヲ爲スコトヲ要ス

第四十二條 同一事業者が自動車運輸事

業下自動車道事業トヲ兼營スル場合ニ

於テハ兩事業ニ關スルモノヲ合シテ一

個ノ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得但シ自動車運輸事業又ハ自動車道事業ノ何レカ一方ニ付自動車交通事

業財團ノ設定アリタル後ハ此ノ限ニ在

ラズ

前項ノ事業者が各事業ニ付答牌ニ自動

車交通事業財團ヲ設定スル場合ニハ一

般自動車道ノ號地其ノ他專ラ自動車通

事業ニ關スルモノハ自動車運輸事業ノ

爲ノ自動車交通事業財團ニ屬スルコト

ナシ

第四十三條 自動車交通事業財團ノ設定

ハ自動車交通事業財團登記簿ニ所有權

保存ノ登記ヲ爲スニ依リテ之ヲ爲ス

自動車交通事業財團登記簿ニ所有權保

存ノ登記ヲ爲シタルトキハ第三十九條

ニ規定スルモノハ當然自動車交通事業

財團ニ屬ス但シ第三者ニ對抗シ得ベキ

他ノ權利ノ目的タルモノ又ハ差押、

假差押若ハ假處分ノ目的タルモノニ付

テハ此ノ限ニ在ラズ

自動車交通事業財團ノ設定後新ニ其ノ

財團ノ所有者ニ屬シタルモノ亦前項ニ

同ジ

第四十四條 自動車交通事業財團ハ之ヲ

譲渡シ又ハ所有權及抵當權以外ノ權利、

差押、假差押若ハ假處分ノ目的ト爲ス

コトヲ得ズ但シ抵當權者ノ同意ヲ得テ

之ヲ自動車運輸事業又ハ自動車道事業

ヲ營ム株式會社ニ譲渡スハ此ノ限ニ在

ラズ

自動車交通事業財團ニ屬スルモノハ之

ヲ譲渡シ又ハ所有權以外ノ權利、差押、

假差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ

得ズ但シ抵當權者ノ同意ヲ得テ之ヲ譲

渡シ又ハ貸付タルハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ自動車交通事業

財團ニ屬スルモノヲ譲渡シタルトキハ

抵當權ハ其ノモノニ付消滅ス

第四十五條 自動車交通事業財團ヲ目的

トスル抵當權ノ設定又ハ變更ハ總株金

四分ノ一以上ノ拂逃アリタル後定款變

更下同一方法ノ株主總會ノ決議ヲ經ル

コードヲ要ス

第四十六條 自動車交通事業財團ノ登記

ニ付テハ其ノ財團ノ所有者タル會社ノ

本店所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ其

ノ出張所ヲ填テ管轄登記所トス

自動車交通事業財團ノ所有者タル會社

ガ本店ヲ登記所ノ管轄地ヨリ他ノ登

記所ノ管轄地ニ移シタル場合ニ於ケル

登記手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

左ノ場合ニ於テハ登記所ハ直ニ其ノ旨

ヲ主務大臣ニ通知スベシ

第一順位ノ抵當權ノ設定ヲ登記シ

シタルトキ

二 自動車交通事業財團ノ用紙ヲ閉鎖

シタルトキ

第四十七條 自動車交通事業財團ニ關シ

テハ工場抵當法第十條、第十二條、第

十八條乃至第二十條、第二十二條乃至

第四十四條、第四十七條及第四十八條

ノ規定ヲ準用ス

本法ニ規定スルモノヲ除クノ外自動車

交通事業財團ノ登記ニ關シテハ不動產

登記法ヲ準用ス

登記ノ申請書ニハ不動產登記法第三十

六條第三號乃至第八號ニ掲タル事項ノ

外左ノ事項ヲ記載スベシ

一 自動車交通事業財團ノ設定セラル

ル事業ノ表示

二 自動車運輸事業ノ爲ノ自動車交通

事業財團ニ在リテハ其ノ事業ノ行ハ

ルル路線ノ表示

業財團ニ在リテハ之ニ屬スル一般自

動車道ノ表示

四 免許ニ有效期間ノ指定アルトキハ

其ノ期間

五 免許ニ條件ガ附セラレタルトキハ

其ノ條件

第六十二條 自動車運輸事業者又ハ自動

車道事業者左ノ各號ノニ該當スルトキ

ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第五十條ニ規定スル場合ヲ除クノ

外本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケテ爲スベ

キ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シタルト

キ

ル場合ニ於テ自動車運輸事業又ハ自動車

道事業ノ何レカニ付事業經營ノ免許ノ

失效又ハ取消アリタルトキハ抵當權者

ハ一事業ニ付自動車交通事業財團ノ設

定ゼラレタル場合ニ準ジ財團ノ全部ニ

對シ其ノ權利ヲ實行スルコトヲ得

ベキ一定ノ債務名義ヲ要セズ

強制管理ノ開始ハ自動車運輸事業又ハ

自転車道事業ニ對スル主務大臣ノ監督

ヲ妨げズ

強制管理ノ管理人ノ任免ニ付テハ裁判

所ハ主務大臣ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

強制管理終了シタルトキハ裁判所ハ其

ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

第五章 罰則

第五十條 左ノ各號ノニ該當スル者ハ

千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 免許ヲ受ケズシテ自動車運輸事業

又ハ自動車道事業又ハ經營シタルトキ

二 認可ヲ受ケズシテ一般自動車道ノ

供用ヲ開始シタルトキ

二 免許、許可又ハ認可ニ附シタル條

件ニ違反シタルトキ

三 本法ニ基キテ爲シタル處分又ハ免

許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ

違反シタルトキ

四 第八條ノ規定ニ依ル登録ヲ受ケザ

ル自動車ヲ自動車運輸事業ノ用ニ供

シタルトキ又ハ自動車ニ付不實ノ事

項ノ登録ヲ申請シタルトキ

五 正當ノ事由ナクシテ一般自動車道

ノ使用ヲ拒ミタルトキ

シタルトキ又ハ報告ヲ爲シタルトキ

六 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令

ニ依リテ届出又ハ報告ヲ爲スベキ事

項ニ付虚偽ノ届出又ハ報告ヲ爲シタルトキ

六 監査員ノ監査ヲ妨げタルトキ

第五十三條 自動車運輸事業者又ハ自動

車道事業者ガ未成年者又ハ禁治產者ナ

ルトキハ本法ノ罰則ハ之ヲ法定代理人

ニ適用ズ但シ營業ニ關シ成年者ト同一

ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ

限ニ在テス

自動車運輸事業者又ハ自動車道事業者

ハ其ノ代理人戸主、家族、雇人其ノ他

ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反

シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ

故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルユトヲ得ズ

○議長(公爵徳川家達君)　過半數ト認メマ
ス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀ヲ
致サセマス

製鐵業獎勵法ハ大正十五年ニ其全部ヲ改正ヲ致シタノデアリマシテ、其際ニハ銑鋼二貫作業獎勵金云フコトヲ主限ト致シテ、之

アリマス、何卒御協賛ヲ賜ラムコトヲ希望
イタシ、マス

益ニ反シ又ハ當該產業若ハ之ト密接スル關係ヲ有スル產業ノ公正ナル利益ヲ
言ク、忍ハシ、ナヘ、統制ミ自會ノ義ノ

益ニ反シ又ハ當該產業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル產業ノ公正ナル利益ヲ害スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ

○議長（公爵徳川家達君）　本案八礦業法申

害スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ

自動車交通事業法案特別委員
侯爵德川 賴貞君 伯爵樺山 愛輔君
男爵大井 成元君 子爵東園 基光君

ス、而シテ舊法ノ保護ヲ受ケテ居リマシタ
設備ニ付キマシテモ、俄ニ其保護ヲ廢シマ
スルコトハ穢當ナラザル點ガアリマスルノ

○議長(公爵徳川家達君) 日程第四、重要
產業ノ統制ニ關スル法律案、政府提出、衆
議院送付、第一讀會、俟國務大臣

得
第四條 主務大臣第一條ノ統制協定ニ對シ又ハ協定ニ加盟
スル監督上必要アリト認ムルトキハ統
制協定ノ加盟者ニ對シ又ハ協定ニ加盟

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、製
業獎勵法中改正法律案、政府提出、衆議院
送付、第一讀會、依商工大臣

居リマスガ爲ニ、設備ノ改善、擴張モ思ハシク拂リマセズ、然ルニ新法施行後既ニ五年ヲ経過イタシて居リマシテ、舊法ニ依リマスルモノハ本年四月九日張リ一律ニ士

重要産業ノ統制ニ關スル法律案
第一條 重要ナル産業ヲ營ム者生産又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テ同業者二分ノ一以上

第六條 第一條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和六年三月十四日
衆議院議長 藤澤幾之輔
貴族院議長公爵徳川家達殿

税免除ノ保護モ亦之ヲ受ケナイコトニ相成リマスルガ爲ニ、明年以降段々其特典ヲ失モノガ増加スル状況デアルノデアリマス、今若シ此^藍ニ寄存シ運賃ヲ弊ツマニシヌ

廢止シタルトキ亦同ジ
前項ノ產業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ
經テ主務大臣之ヲ指定ス
前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル產業

用ス
八條ノ規定ハ前二項ノ過料ニ付之ヲ准
第七條 重要ナル産業ヲ營ム者左ノ各號
ノ一ニ該當スルトキハ千圓以下ノ罰金

製鐵業獎勵法中改正法律案
附則第一項中「五年間」ヲ「十年間」ニ改ム
附則第三項中「十五年間」ノ下ニ「(其)」十
五年ノ期間方昭和十年迄ニ満了スルモノ
ニ在リテハ昭和十一年迄)」ヲ加フ

ケレバ、此斯業界へ専カラザル打撃ヲ受ケ
マスルコトニ相成ルコトト思ヒマス、斯ノ
如キコトハ今日マデ折角經營ヲ重ネテ參リ
マシタ製鐵事業ノ上ニ多大ナル惡結果ヲ來
シマスカラ、今暫ク從來ノ保護ヲ繼續スル
コトニ致シタイト考ヘルノデアリマス、ソノ
レ故ニ土地收用法ノ適用、輸入稅免除ノ保

臣ニ届出ヅベシ
第二條　主務大臣前條ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ當該事業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其

第一條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命
令ニ違反シ當該統制協定ニ依ラザルトキ
二 第三條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命
令ニ從ハザルトキ
第八條 第四條ノ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ
忌避シ又ハ同條ノ規定ニ依リ命ゼラ
トキ

○國務大臣（儀孫一君）製鐵業獎勵法中改正法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、

營業収益税及所得税ノ免除ニ付キマシテモ、少クトモ今後五箇年間ハ此保護ヲ失ヘヌヤウニ適當ナ改正ヲ致シタイト思フノデ

第三條 義務大臣第一條ノ統制協定ガ公
ノ協定ノ全部又ハ一部ニ依ルベキコト
ヲ命ズルコトヲ得

シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
第九條 重要ナル産業ヲ營ム者ハ其ノ仕理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從

タルトキハ自己ノ指揮ニ由デザルト故
ヲ以テ其ノ处罚ヲ免ルルコトヲ得ズ
第十條 第七條ノ規定ニ依リ重要ナル産業ヲ營ム者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他人ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ施行後五年間ヲ限リ其ノ效力ヲ有ス

前項ノ期間内ニ爲サレタル本法又ハ本法ニ基キテ爲ス處分ニ違反スル行爲ニ付テハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過後ト雖モ仍之ヲ適用ス

〔國務大臣儀孫一君演壇ニ登ル〕

〔國務大臣儀孫一君〕 只今議題ニ相成リシタ産業統制ニ關スル法律案ヲ簡單ニ御説明申上がマス、我國産業界ノ目下ノ不況打開イタシ立直シヲ行ヒマスニ付キマシンヘ、技術ノ點ニ於キマシテ將又經營ノ點付キマシテ合理化スベキ事柄ハ甚ダ多イシタアリマス、就中根本的ノ缺陷ト致シマテ、總テノ弊害ノ根源ニ相成ルカト思ヒスモノハ企業ノ統制ヲ缺ク點ニアルト思ノデアリマス、中小企業ト云ハズ大企業ト云ハズ、多數ノ企業者ガ全ク無統制、無

附
目

ス
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ施行後五年間ヲ限リ其ノ效力ヲ有
前項ノ期間内ニ爲サレタル本法又ハ本法
ニ基キテ爲ス處分ニ違反スル行爲ニ付テ
ハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過後ト雖モ
仍之ヲ適用ス

〔國務大臣儀孫一君演壇ニ登ル〕

○國務大臣儀孫一君　只今議題ニ相成リ
シタ産業統制ニ關スル法律案ヲ簡單ニ御
説明申上ダマス、我國産業界ノ目下ノ不況

争ヲ敢テスルコトガ我ガ現下ノ經濟界ノ通例ニナシテ居ルト思ハレルノデアリマス、其結果ハ我ガ商品ノ海外販路ノ進出ヲ妨ダルニ止マラズ、更ニ各企業家へ其倒レノ状態ト相成リマシテ、我重要産業其モノノ存立ヲ危殆ニ陥ラシムル如キ状態デアルノデアリマス、延イテ我國國民經濟ニ及ボス損害ハ、極メテ大ナルモノガアルト存ズルノデアリマス、此故ニ此現状ニ鑑ミマシテ、少タトモ我方重要ナル産業ニ對シマシテ、規律統制ヲ與ヘ、其安定ヲ圖ルコトガ最モ急務デアルト思フノデアリマス、是本案ヲ提出イタシマシタ所以デアルノデアリマス、迫ノ折柄デアリマスケレドモガ、極メテ重要法案デアルト考ヘマス故ニ、慎重御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望イタシマス

付キマシテモ、飛んでモモナイ間違タ解釋トノヤウニ考ヘラレテ居ルヤウニ思フノデアリマス、私ノ了解致シテ居リマス所ニ依リマスレバ、此産業ノ合理化ト申スコトハ、生産ヲ増進セシメテ、サウシテソレニ依テ生産原價ノ低下ヲ圖テ、其結果ト致シテ物價ヲ低落セシメテ、之ニ依シテ國民生活ノ向上安定ヲ期スル、即チ低物價政策ト云フコトガ此合理化本來ノ目的使命デアルカノヤウニ存ジテ居ルモノト認メル次第アリマキマシテ、産業ノ合理化ト申スコトハ、經濟政策ト致シマシテハ、極メテ重要ナル價值ヲ持シテ居ルモノト認メル次第アリマス、而シテ今回政府ハ産業合理化ノ基準トシテ、先づ第一ニ産業上ノ自由競争主義ヲ改メマシテ、相當強イ程度ニ國家ノ權力ニ依ル干渉ヲ認メルト云フコトヲ主眼トシテ居ラレルヤウニ存ズルノデアリマス、即チ先達テ茲ニ上程サレマシタ輸出組合法及重要輸出品工業組合法ノ改正案ニ致シマシテモ、又今日此重要產業ノ統制案ニ致シマシテモ、其趣旨ノ下ニ發案サレタモノト思フノデアリマス、此コトハ我國ノ產業ノ根本ニ對シマシテ將來ニ於テ尠カラヌ重大ノ影響ヲ來スモノト認メラレルノデアリマス、元來產業振興ノ根本義ハ、只今モ申シマシタ通りニ、生產ノ増進ト之ニ依ル生產原價ノ低下ニアリマシテ、サウシテソレハ產業

企業ノ科學化及び機械化ニ依テ、最高度ニ
生産ノ工程ト能率トヲ發揮セシメテ、而モ
最モ合理的ニ又最モ經濟的ニ其目的ヲ達セ
シムルニハ、事業ノ計畫組織經營管理ノ如
キハ完全ナル自由ヲ與ヘマシテ、公正ナル
競争ニ依テ、企業者自ラ努力向上效果ヲ擧
ゲシムルニアルト、私ハ考ヘルノデアリマ
ス、此産業經營ノ自由主義ト云フコトガ、
是コソ經濟自治ノ根本デアリ、又經濟生活
ノ基調ヲ爲スモノデ、今日ノ經濟組織ハ總
テ此基礎ノ上ニ樹立サレテアルノデアリマ
ス、サウシテ是ガ國民經濟ノ健全、堅實ナ
ル進歩發展ヲ來ス所以デアルト思フノデア
リマス、此根本義ガ認メラレテコソ初メテ、
其處ニ種々ノ同業者間ニ於ケル協調ガ生
レ、又自然ノ統制ガ起テ、而シテ更ニ優勝
劣敗、適者生存ノ自然ノ理法が其處ニ行ハ
レマシテ、本當ノ合理化ノ結果ガ實現セラ
レルト云フ風ニ、私ハ考ヘテ居ルノデアリ
マス、然ルニ政府ハ只今商工大臣ヨリ御説
明ノ如ク、我ガ産業界ノ根本的ノ弊害、缺陷
ハ企業ノ統制ヲ缺クノニアル、其爲ニ無規
律、無節制、無謀等ノ競争ヲ敢テシテ、產
業ノ存在ヲ危殆ニ導ク、故ニ國家ノ力ニ依
ル規律統制ニ依テ、產業ノ安定ヲ圖ルコト
ガ急務デアル、此趣旨ニ依テ本案ヲ御提出
ニナックナデアリマス、我國ノ産業界ノ現狀
及ビ我ガ企業者ノ實際ノ有様ニ微シマシ
テ、政府ノ憂ヘテ居ラレル所ハ或程度迄ハ
全然我ニモ御同感デアリマス、如何ニモ我
ガ產業界ハ歐米ノ先進國ニ比ベマスレバ、

組織セ警備シテ居リマセヌ、又經營管理ノ方法モ比較的ニ御粗末ニアリマス、又計畫秩序ノ如キモ一向立ツチ居ラヌ、殊ニ事業家、企業家ノ心理ト云フモノハ、概シテ自分ノミヲ利益スル、所謂利我ノ一點張リデ社会奉仕デアルトカ、或ハ共存共榮トカ、或ハ共同協力トカ云フヤウナ觀念ハ、頗ル缺乏シテ居ルヤウニ存ジテ居リマス、是ハ私モ平生甚ダ面白カラズ感ジテ、密カニ憂ヘテ居ル所デアリマス、從ヒマシテ粗製濫造或ハ投賣濫賣デアルトカ、又ハ不正不當ノ競争ノ弊ヲ矯正スル必要ハ是ハ十分認メラレルノデアリマス、サウシテソレハ或程度マダ法制ノ力ニ依ルコトハ、我が産業界ノ現狀ニ於キマシテ已ムヲ得ナイカモ知レマセヌ、併ナガラ大體ニ於キマシテハ、企業者自身ノ覺醒努力ニ待ツベキデアリマシテ、政府之行政手段ニ以テ之ヲ強制シマシテモ、到底企業者自身方自覺スルニアラズンバ、統制ノ如キハ出來ルモノハナイマスト、私ハ思ヒマヌ、併ナガラ大體ニ於キマシテハ、企業者自身ノ覺醒努力ニ待ツベキデアリマシテ、政府之行政手段ニ以テ之ヲ強制シマシテモ、到底企業者自身方自覺スルニアラズンバ、統制ノ如キハ出來ルモノハナイマスト、私ハ思ヒマヌ、私ハ國家ガ主義トシニ考慮ヲ要スペキ問題デハナイカト思フノデアリマス、此法案ハ申セバ少數企業者ノ生產又ハ販賣ノ獨占ノ認メテ、統制ノ強制力ヲ其以外ノ同業者又ハ之ニ反対ヌル同業者ニマデ及ボサムトスルモノニアリマス、從チ營業ノ自由ヲ束縛シ、獨占ノ弊ヲ助長シヤウト云フモノデ、多タノ場合

ニハ社會全體ノ利益、殊ニ消費著側ノ利益ニハ反スル結果ヲ招キ易イ性質ノ法律デアルト思フノソデアリマス、或ハ政府ニ於カレニハ取消ヲ命ズルコトガ出來ルト云フ風ニ御考デアルカモ知レマセヌガ、其事ハ實際ニ於キマシテハ非常ニ困難ナ問題デハナイカト思フノデアリマス、政府ハ統制委員ニ諮詢シテ、更ニ之ヲ決スルト仰セラレマスルガ、諸テ此委員會ナルモノハ、從來ノ例ニ徴シマスルト云ブト、頗ル當テニラヌモノデアリマス、多クノ場合政府ガ達ラレマスル委員會等ハ唯、唯々諸々政府ノ恩召通りニナル、申セバ政府ノ意思ノ裏書ノ機關デアル、或ハ政府ノ責任回避ノ機關デアルト申シテ宣シト私ハ思フ、國民ノ重要產業ニナリマスルモノハナリマスルノデ、極メテ少數ノ委員會ガ、事實ニ於テハ、管轄左右スルト云フ結果ニナリマスルノデ、誠ニ實際問題トシテハ容易ナラヌ問題デアルト、私ハ思フノデアリマス、而シテ其發案者タル、或ハ諸聞者タル政府ハドウデアルカト云フト、御承知ノ通リニ今日ハ政黨内閣デアリマス、是亦從來ノ經驗ニ徴シマスルト、私ハ思ヒマス、兩シテ其發案者タル、或ハ諸聞者タル政府ハドウデアルシマスレバ、ソレハ經營ノ合理化ヲ沒却シマシテ、合理化ノ精神デアル低物價政策ニハ根柢的ニ反シテ居ルモノハアルト思フノデアリマス、或ハ又政府ノ統制ノ當面ノ目的ハ、需給ノ調節ノ如キ……需給ノ調節ニ依ツテ市價ノ安定ヲ圖ルコトガ本旨デアルト云フコトヲ言ッテ居ラレルヤウデアリマス、果シテ左様デアリマスレバ、大分ノニ、頗ル色ニナ非難ガ此種ノコトニハ多イノデゴザイマス、斯様ニ考ヘマスルト、或ノ始ド唯一ノ收穫トシテ誇シテ居ラレマス

ニハ社會全體ノ利益、殊ニ消費著側ノ利益ニハ取消ヲ命ズルコトガ出來ルト云フ風ニ御考デアルカモ知レマセヌガ、其事ハ實際ニ於キマシテハ非常ニ困難ナ問題デハナイカト思フノデアリマス、政府ハ統制委員ニ諮詢シテ、更ニ之ヲ決スルト仰セラレマスルガ、諸テ此委員會ナルモノハ、從來ノ例ニ徴シマスルト云ブト、頗ル當テニラヌモノデアリマス、多クノ場合政府ガ達ラレマスル委員會等ハ唯、唯々諸々政府ノ恩召通りニナル、申セバ政府ノ意思ノ裏書ノ機關デアル、或ハ政府ノ責任回避ノ機關デアルト申シテ宣シト私ハ思フ、國民ノ重要產業ニナリマスルモノハナリマスルノデ、極メテ少數ノ委員會ガ、事實ニ於テハ、管轄左右スルト云フ結果ニナリマスルノデ、誠ニ實際問題トシテハ容易ナラヌ問題デアルト、私ハ思ヒマス、兩シテ其發案者タル、或ハ諸聞者タル政府ハドウデアルシマスレバ、ソレハ經營ノ合理化ヲ沒却シマシテ、合理化ノ精神デアル低物價政策ニハ根柢的ニ反シテ居ルモノハアルト思フノデアリマス、或ハ又政府ノ統制ノ當面ノ目的ハ、需給ノ調節ノ如キ……需給ノ調節ニ依ツテ市價ノ安定ヲ圖ルコトガ本旨デアルト云フコトヲ言ッテ居ラレルヤウデアリマス、果シテ左様デアリマスレバ、大分ノニ、頗ル色ニナ非難ガ此種ノコトニハ多イノデゴザイマス、斯様ニ考ヘマスルト、或ノ始ド唯一ノ收穫トシテ誇シテ居ラレマス

ニハ社會全體ノ利益、殊ニ消費著側ノ利益ニハ取消ヲ命ズルコトガ出來ルト云フ風ニ御考デアルカモ知レマセヌガ、其事ハ實際ニ於キマシテハ非常ニ困難ナ問題デハナイカト思フノデアリマス、政府ハ統制委員ニ諮詢シテ、更ニ之ヲ決スルト仰セラレマスルガ、諸テ此委員會ナルモノハ、從來ノ例ニ徴シマスルト云ブト、頗ル當テニラヌモノデアリマス、多クノ場合政府ガ達ラレマスル委員會等ハ唯、唯々諸々政府ノ恩召通りニナル、申セバ政府ノ意思ノ裏書ノ機關デアル、或ハ政府ノ責任回避ノ機關デアルト申シテ宣シト私ハ思フ、國民ノ重要產業ニナリマスルモノハナリマスルノデ、極メテ少數ノ委員會ガ、事實ニ於テハ、管轄左右スルト云フ結果ニナリマスルノデ、誠ニ實際問題トシテハ容易ナラヌ問題デアルト、私ハ思ヒマス、兩シテ其發案者タル、或ハ諸聞者タル政府ハドウデアルシマスレバ、ソレハ經營ノ合理化ヲ沒却シマシテ、合理化ノ精神デアル低物價政策ニハ根柢的ニ反シテ居ルモノハアルト思フノデアリマス、或ハ又政府ノ統制ノ當面ノ目的ハ、需給ノ調節ノ如キ……需給ノ調節ニ依ツテ市價ノ安定ヲ圖ルコトガ本旨デアルト云フコトヲ言ッテ居ラレルヤウデアリマス、果シテ左様デアリマスレバ、大分ノニ、頗ル色ニナ非難ガ此種ノコトニハ多イノデゴザイマス、斯様ニ考ヘマスルト、或ノ始ド唯一ノ收穫トシテ誇シテ居ラレマス

確メヲ致シテ置キタイコトハ此企業ノ統制ヲ國家ノ干渉ニ依テ圖ルト云フコトハ、其結果ハ「カルデル」トカ或ハ「トラスト」トカ云フモノヲ國家ガ管理スルト云フヤウナ形ニナリマス、即チ勞農露國政府ノ「ネブ」新經濟政策ト同ジヤウナ道行ニ進ミツツアルヤウニモ見ラレル、少クトモ政府ノ頭ニハ意識的力或ハ無意識的力知リマセヌケレドモ、「ソヴィエート」ノ統制經濟ノ思想ト云フモノガ滲ミ込ンデ來テ居ルノデハアルマイカト云フ疑問モ起リ得ルノデアリマス、又サウデナクテモ政府ノ思想ハ或ル意味ニ於テハ國家社會主義ニ進ム是ガ道程デアルトモ見ラレ得ルヤウニモ考ヘラレルノデアリマス、是ハ大事ナコトデアリマスルカラ、ドウゾ政府ノ御意思ノアル所ヲ明確ニ伺テ置キタイデアリマス、其次ニハ只今商工大臣ノ仰セラレマシタ無謀、不規律、不正ノ競争ヲスルト云フ此弊害ハ、大企業ヨリハ寧ロ中小ノ企業ニ多イヤウニ私ハ思フノデアリマス、大企業ハ其生産ノ工程ニ於キマシテモ、或ハ又經理……經營、管理ノノデ合理化ノコトモ、統制ノコトモ大分モウ分ノテ居ル連中デアリマス、是等ノ大企業ニ向テ特ニ此法律ヲ以テ統制ヲ圖ルト云フ、實際ソレ程ノ必要ガアルカドウカト云フコトヲ伺ヒタインデアリマス、世間デハノ大企業ニ向テ聯盟デアルトカ或ハ合同

デアルトカ云フコトヲ容易ナラシメテ、彼等ノ現在陷テ居ル所ノ經營ノ困難ヲ人爲のニ救濟セントスル一種ノ救濟政策デアルト云フ風ノ考ヲ持テ居ル者モアルサウデアリマス、マサカソンナコトハ無イト思ヒマスケレドモ、之ニ付キマシテモ一應政府ノ御意思ヲ伺テ置キタイノデアリマス、尙ホ產業ノ合理化ト云フコトニ關聯シマシテ、此際序デナガラ伺テ置キタイ、今日我ガ事業界ニハ色ニノ弊苦、缺陷ガ澤山アルトモ見ラレ得ルヤウニモ考ヘラレルノデアリマス、或ハ會社ガ虛偽ノ計算表ヲ作製シテ株主ヤ公衆ヲ欺イタリ、當然爲スベキ減價ヤ減損ノ銷却ヲ等閑ニナシタリ、或ハ虛偽ノ利益ヲ發表シテ所謂蜡配ナドヲヤッタリ、或ハ會社ノ巨額ノ金ヲ使テ利權獲得ノ不都合千萬ナル醜惡ナル運動ヲヤッテ見タリ、官憲ニ請託シテ不義ノ利益ヲ擧げテ見タリ、或ハ政黨ニ政黨員ニ向テ現在又ハ將來ノ利益ノ爲ニ會社ノ資產ニ屬スル巨額ノ金ヲ冥加金トシテ提供シタリ、色ニ様ニナ惡イコトヲシテ居ル、是等ハ皆是等ノ經營者ガ、經營者ヲ信賴シテ居リマスル所ノ罪ノナイ株主、出資者ニ非常ナ損害ヲカト思フノデアリマス、唯此經濟ノ改善ト云フコトニ一ツ一つ法律ヲ改正ヲスルトカ、或ハ新シイ法律ヲ作り出スト云フヤウガアル位ニ、私ハ考ヘテ居ル、ドウモ今日ノ「スピード」時代ニハ不似合千萬ナル緩漫數箇月ノ間ニ米國ノ全產業ノ立直シヲ實行シマシタ手際ニ比較イタシマスト云フト、今日政府ノナサレ方ハ人力車ト飛行機ノ差ガアル位ニ、私ハ考ヘテ居ル、ドウモ今日ノ「スピード」時代ニハ不似合千萬ナル緩漫振リ思フノデアリマス、勿論政府當局モ或ハ多數ノ委員ノ方ミノ精勵努力ハ十分認能ク私ハ御認メニナラテ御出デニナルコニ組織ノ形式トカ、或ハ膳立ノ審議ヲサレルトカ、或ハ又抽象的ノ議論乃至外國ノ翻

譯書ノ本讀ミナドニミ沒頭サレテ居リマシテ、テキパキト實行的ニ是ガ解決シテ行

實際惡い弊害ヲ矯正スルノ方法ヲ御講ジニナタ方ガ、ドレ程實際ノ利益ガアルカ知レヌト私ハ思フ位デアリマス、此コトニ付テ政府ハドウ云フ御考デ居ラレルカ、若シ事實ヲ御認メニナリマスルナラバ、此際必要ガアルナラバ、商法其他法律ノ改正等ニ依テ、斯ノ如キ弊害ヲ根絶スル御意思ガアルカドウカト云フコトヲ序デナガラ伺テ置キマス、此產業合理化ト云フコトニ關スル政府ノ運動ハ、既ニ臨時產業審議會及臨時產業合理化局ガ設立サレマシテ以來相當ノ日ガ既ニ經テ居ルノデアリマス、併ナガラ實績トシテ世間ニ現ハレテ居リマスルモノヘ、先程申シマシタ何トカ申スモノノ統制ノミニ對スル產業合理化事業ト致シマシテ最モ急務トデアリマス、時局ニ鑑ミマシテ最モ急務ト政府モ國民モ認メテ居リマスル此重要政策ニ對スル產業合理化事業ト致シマシテハ、誠ニ何ダカ物足ラニ感ジガ致スノデアリマス、先年亞米利加ノ「フーヴア」氏ガ僅ニ數箇月ノ間ニ米國ノ全產業ノ立直シヲ實行シマシタ手際ニ比較イタシマスト云フト、今日政府ノナサレ方ハ人力車ト飛行機ノ差ガアル位ニ、私ハ考ヘテ居ル、ドウモ今日ノ「スピード」時代ニハ不似合千萬ナル緩漫振リ思フノデアリマス、勿論政府當局モ或ハ多數ノ委員ノ方ミノ精勵努力ハ十分認能ク私ハ御認メニナラテ御出デニナルコニ組織ノ形式トカ、或ハ膳立ノ審議ヲサレルトカ、或ハ又抽象的ノ議論乃至外國ノ翻

○議長(公爵德川家達君) 此際午後一時三分マデ休憩イタシマス
午後零時三十一分休憩
○副議長(公爵徳川家達君) 書記官ヲシテ
報告イタサセマス

ヲ組合外ノ第三者ニ及ボトガ出來ルト
云フ規定ガアリマス、即チ第二條ノ加盟セ
ズル所ノ者ニ對シテ統制協定ヲ強制スルト
云フ規定ト精神ニ於テハ同様デアリマス、
蓋シ是ノ規定ヘ何レモ今申シマスル通り
ニ、產業ノ發達ノ上ニ於キマシテ、國家ノ
必要ノ統制力ヲ此產業ニ及ボシ、以テ產業
ノ發達ヲ國ルト云フ精神ニ外ナラヌノデア
リマス、第四ニハ無統制ノ狀態ハ中小工業
ニ於テ専ラ有ルノデアル、大企業ハ彼自身
が自テ統制スルノデアル、然ルニ大企業ニ
對シテモ此本法ヲ適用スルコトハ、蓋シ統
制ヲ各ノ下ニ於テ大企業ヲ保護スル譯デハ
ナイカト云フ意味ノ御疑デアッタノデアリ
マス、今日ノ產業狀態ノ無謀ノ競争ハ御話
ノ通リニ、中小企業ノ間ニモ行ハレマスル
ガ、併ナガラ全體ノ大ト云ハズ中ト云ハズ
小ト云ハズ、總テ各規模ノ工業ニ……企業
ニ競争ガ行ハルルノデアリマス、普通ニ考
ガ中央工業ヲイデマルカ云々タヤウナ傾ガ
アルト想豫ガ出来マスケレドモ、今日ハ或
ル企業ニ依リマスルト、却テ中小ノ企業家
テ、鷹ニ太企業家ヲ禍セシメテ居ルト云々タ
云ハズ小ト云ハズ、總テノ同業者ヲ通ジテ
之ニ統制ヲ與ヘテ、以テ彼等自ラガ競争ヲ
避ケテ、此企業ノ安定ヲセシムルト云フコ
トニ致シマセヌケレバ、其產業ハ共潰レニ

ナルト云フ如キ狀態ニ在ルト云フコトヲ考
ヘマシテ、本案ノ必要ヲ感シテ居ルノデア
リマス、決シテ之ニ依シテ殊ニ大企業家ヲ
保護スルトカ、援ケルト云フ如キ意味ハ當
不當、是等ノ行爲ノ爲ニ會社其モノノ運命
ガ怪シクナリマスルシ、產業其モノノ發達
ヲ害スルガ如キ行動ガアル、之ヲ當局ハ認
メルカ、如何ニモ遺憾ナガラ此點ニ於テハ
藤村男爵ノ御意見ト同様ナ考ヲ持テ居リ
マス、之ニ對シテ或ハ立法ニ依テ之ヲ矯正
シ、之ヲ阻止スル方法ヲ考ヘテ居ナイカ、
是ハ、御承知ノ通り、之ニ對シマシテハ商
法ノ規定存スルアリ、刑法ノ規定存スルア
リ、相當ニ是等會社重役ノ行動ノ不都合ニ
對スル制裁ハ備ハツチ居リマスルト思ヒマ
スルガ、實際ノ行セニ於キマシテハ確ニ指
摘サレタ如キ往々事實ガアルノデアリマ
ス、之ニ對シマシテハ一面ニ於テハ現行規
定ヲ厲行スルト云フコトト、或場合ニ於キ
不正、不當ナル行爲ヲ豫防スルト云フ勘キ
マシテハ尙ホ一層是等ノ行爲ニ對シテ制裁
ヲ厚クスル……嚴ニスルト云々タ如キコト
モ亦考ヘラヌデモアリマセヌ、之ニ付キ
マシテハ當局ニ於キマシテハ、相當研究ヲ
ヲ爲スモノト思フノデアリマス、合理局ニ
於キマシテハ、特ニ財務管理委員會ヲ設ケ
シテ、商工大臣ノ明細ナル御答辯ヲ得マシ
テ感謝ヲ致シマス、御説明ノ中ニ、多少御
シテ、是等會社ノ會計ヲ、平タク申シマ
シテ、商工大臣ノ明細ナル御答辯ヲ得マシ
テ、御説明ノ可否ニ付キマシテハ、尙ホ議論研究ノ
餘地ガアルダラウト思ヒマスガ、大體ニ於
ニ之ヲ改メタイト云フ趣旨ヲ以チマシテ、
イタシテ居ル次第アリマス、併ナガラ商
財務管理委員會ニ於キマシテ、貸借對照表
ノ極ク素人ガ分リ易イ方式ヲ決定ヲ致シマ
シテ、之ヲ世上ニ尋テ居ルノデアリマス……

リマス、元來會社ノ不正若クハ不當ノ行爲
ガ何ニ依テ生レルカト云フコトノ原因ヲ
尋不テ見マスルト、種々ノ原因モゴザイマ
カト思フノデアリマス、心得違ヒノ株主ハ
主ソノ者ノ監督、監視ガ十分ニアラザルト
云フコトモ亦大ナル原因ヲナシテ居ハセヌ
セウケレドモガ、畢竟イタシマスルノニ株
徒ラニ會社ノ利益、株主配當ヲノミ貪リマ
シテ、會社ノ重役ソノ者ノ經營ニ付テノ監
視監督ガ等閑ニ付スルガ如キ行動ガナキニ
シモアラズデアリマス、是以テ株主ノ自覺、
ザルヲ得ナイノデアリマスケレドモ、茲ニ
大ナル缺陷ト、我ミ共ガ、思ヘルベキ點ハ、
從來ノ會社ノ會計ガ誠ニ分リ惡イノデアリ
マス、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、貸借對
照表ガ誠ニ分リ惡イノデアリマス、此貸借
對照表ヲ一般ニ極タヨク分リ易イヤウニ致
シマシテ、以テ株主ノ監視、國民ノ監督、
監視ノ眼ヲ密ニスルト云フコトガ、是亦一
面ニ於テハ會社ソノモノノ不正……重役ノ
マス

○副議長(公爵近衛文麿君) 宜シウゴザイ
マス

○男爵藤村義朗君 只今私ノ質問ニ對シマ
シテ、商工大臣ノ明細ナル御答辯ヲ得マシ
テ感謝ヲ致シマス、御説明ノ中ニ、多少御
シテ、是等會社ノ會計ヲ、平タク申シマ
シテ、商工大臣ノ明細ナル御答辯ヲ得マシ
テ、御説明ノ可否ニ付キマシテハ、尙ホ議論研究ノ
餘地ガアルダラウト思ヒマスガ、大體ニ於
ニ之ヲ改メタイト云フ趣旨ヲ以チマシテ、
キマシテ明瞭ナル御説明ヲ得マシテ、私ハ
非常ニ満足ヲ致シマス、此上ノ質疑ハ重不
マセヌ、何レ委員會ニ於キマシテ相當御考
究モアラウト思ヒマス、私ハ是デ止メマス

○副議長(公爵近衛文麿君) 本案ハ輸出組合法中改正法律案外一件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○副議長(公爵近衛文麿君) 日程第五、入營者職業保障法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、宇垣陸軍大臣

入營者職業保障法案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和六年三月十四日

衆議院議長 藤澤幾之輔

貴族院議長公爵徳川家達殿

(小字及ハ衆議院ノ修正ナリ)

入營者職業保障法

第一條 何人ト雖モ被傭者ヲ求メ又ハ求職者ノ探否ヲ決スル場合ニ於テ入營

應召ノ場合ヲ含ム以下ニ同ジ)ヲ命

ゼラレタル者又ハ入營ヲ命ゼラルコ

トアルベキ者ニ對シ其ノ故ヲ以テ不利益ナル取扱ヲ爲スベカラズ

第二條 屢傭者ハ入營ヲ命ゼラレタル被

傭者ヲ解雇シタルトキ又ハ被傭者ノ入

營中雇傭期間ノ満了シタルトキハ其ノ

者ガ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム)シ

タル日ヨリ三月以内ニ更ニ之ヲ雇傭スルコトヲ要ス但シ左ノ各號ニ掲グル事

由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各號ニ掲グル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在テズ

テハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ニルトキ

ニル期間服役ヲ志願シ採用セラレタ

被傭者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營直前ノ勞務ニ堪ヘザルトキ其ノ他已ムヲ得

内ニ勞務ニ就カザルトキ

三 被傭者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ勞務

ニ堪ヘザルトキ

四 被傭者ガ著シタ共ノ職務ヲ怠リタ

ルトキ

五 被傭者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ

六 屢傭ノ目的タル事業ノ廢止、終了

又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準ズ

ル事由アルトキ

雇傭者及被傭者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇傭者ハ第一項各號ニ掲グル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被

傭者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以内ニ於テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十

八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣宇垣一成君演説ニ登ル〕

テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十

八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ興フペキ勞務及給與ハ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被傭者ガ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營直前ノ勞務ニ堪ヘザルトキ其ノ他已ムヲ得

ザル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給與ヲ興フルコトヲ妨ゲズ

第四條 前二條ノ規定ハ入營ヲ命ゼラレタル被傭者ガ解雇セラレザル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五條 前三條ノ規定ハ雇傭者ガ當時五十人以上ノ被傭者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第六條 當該官吏又ハ公吏ハ前四條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキ

ハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得

前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズルモノ。〔被傭者ニシテ官吏又ハ公吏ニ准ジ取扱フコトヲ要タル場合ニハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣宇垣一成君演説ニ登ル〕

テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十

八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣宇垣一成君演説ニ登ル〕

テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十

八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣宇垣一成君演説ニ登ル〕

テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十

八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣宇垣一成君演説ニ登ル〕

テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十

マシタ入營者職業保障法案、之ニ付キマンテ提案ヲ理由ヲ説明申上ゲマス、抑、兵役ニ服シ、入營スル者ハ一身一家ノ利害ヲ顧ミズ、國民ノ代表トシテヨク困苦缺乏ニ堪へ、專心軍務ニ盡瘁イタシ、護國ノ重任ニ服シテ居ル者デアリマス、此點ニ想ヒヲ致シマシタナラバ、之ヲ後援シ之ヲ支持シテ、後顧ノ憂ナク、一意奉公ノ誠ヲ致サシムルコトハ、國民當然ノ責務デアリマス、又國民ニ斯ノ如キ自覺ガアッテコソ、始メテ國民皆兵ノ實モ舉ガリ、建國ノ基礎ガ愈、鞏固ヲ加ヘ得ルト思フノデアリマス、然ルニ現在是等兵役義務者ニ對スル國民ノ後援ハ、必

コドハ、國民當然ノ責務デアリマス、又國民ニ斯ノ如キ自覺ガアッテコソ、始メテ國民皆兵ノ實モ舉ガリ、建國ノ基礎ガ愈、鞏固ヲシマシタナラバ、之ヲ後援シ之ヲ支持シテ、

後顧ノ憂ナク、一意奉公ノ誠ヲ致サシムルコトハ、國民當然ノ責務デアリマス、又國民ニ斯ノ如キ自覺ガアッテコソ、始メテ國民皆兵ノ實モ舉ガリ、建國ノ基礎ガ愈、鞏固ヲ

ズシモ我ミノ豫期スル程度ニハ達シテ居リマセヌ、殊ニ就職關係ニ付テ見マスルト、入營スル者ニ對シテハ却テ是方採用ヲ嫌ヒ又ハ入營スル機會ニ於テ解雇セラレ、退營後失業スル者ノ少カラザル實狀ニアルノデアリマス、勿論雇傭者ノ中ニハ、在營中ニ十分ニ心身ヲ鍛錬セラレタル除隊者ノ眞價ヲ認メマシテ、進ンデ是ガ雇傭ヲ歡迎スル向モ今日ニ於テハ相當アリマスケレドモ、未ダソレガ廣ク且ツ普ク斯ノ如キ傾向ニアルトハ申兼ネルノデアリマス、即チ入營スル者ハ奉公ノ義務ヲ果シナガラ、而モ失業ヲ以テ報ヒラレルト云フヤウナ、頗ル不如意ノ狀態ニ置カレテ居ル者ガアルコトベ、誠ニ氣ノ毒ニ堪ヘナイ次第デアリマス、茲ニ於テ一日モ速カニ適當ナル方策ヲ講ジ、一ハ以テ入營スル者ヲ安ンジテ兵役ニ服セシム、他ハ依テ以テ廣ク國民ノ兵役ニ

對スル義務觀念ヲ助長スルコトノ必要ヲ認

ムルノミナラズ、殊ニ現時ノ世態ニ鑑ミマ
ス時ヘ、更ニ一層其緊切ナルヲ痛感スルノ
デアリマス、此見地ニ於キマンシテ兵役義務
者竝廢兵待遇審議會ニ於テモ、此種職業保

障法ノ制定ニ關シテ答申ヲ提出セラレタ次第デアリマス、而シテ本法案ノ趣旨ハ、從來動モスレバ被傭者ヲ求メ、又ハ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ、兵役關係者ヲ嫌フノ傾向ガアリマスノデ、之ヲ防止イタシマスルト共ニ、雇傭者ノ負擔ヲ加重ナラシメザル程度ニ於テ、被傭者ノ退營後ニ於ケル就職竝ニ復職ヲ保障セムトスルモノデアリマス、衆議院ニ於キマシテモ、本案ヲ以テ極メテ時宜ニ適シタル妥當ナル案トシテ、滿場一致可決セラレタノデアリマス、唯政府提出案ノ第七條ニ對シマシテ若干ノ修正ヲ加ヘラレタノデアリマスガ、該修正ハ原案ノ趣旨ヲ變更セラレタモノデハナク、寧ロ其趣旨ヲ法文ノ上ニ明確ニ表現セラレタモノデアリマスノデ、政府ニ於キマシテモ之ニ同意ヲ表シタ次第デアリマス、何卒以上説明申上ゲマシタ所ヲ御諒承下サイマシテ、速カニ御審議ノ上協賛アラムコトヲ切望イタス次第デアリマス

入營者職業保障法案特別委員

ケマシタル

○副議長(公爵近衛文麿君) 只今、小泉選
信大臣ヨリ發言ヲ求メラレマシタカラ許可
イタシマス

般モ申上ゲマシタル通り、決シテ國體上ヲ
輕ク見ル、或ハ思想上ヲ慮ラズニト云フヤ
ウナ輕々ノ取扱ハ決シテ致シテアルノデハ

ニモ高カカタノデアリマス、近頃出來ル所
ノ多クノ葉書又ヘ印紙ニヘ帝國ト云フ字ガ
無イ、大日本ノ大ノ字ガ無イト云フコトヨ
ムハヨミノヘ行ダツノ一部、夫長リヘ

〔國務大臣小泉又次郎君演壇ニ登ル〕
○國務大臣（小泉又次郎君） 去ル十二日
本議場ニ於キマシテ三室戸子爵ヨリ郵便

ナインデアリマスル、要シマスルノニ
案ノ上カラ參リマシテ誠ニ是ガ適當デア
ト考ヘマシテ、雙方トモ圖案ニ從^フテ記載

私ハ中上ケタ 所ガマタ一昔ハ矢張リ大
本帝國トアル、斯ウ云フモノハドウ致シテ
シテモ統一ヲサレナケレバナラヌノデアリ

手、郵便葉書ノ大日本帝國郵便トアリシヲ
日本郵便ト最近ニ改メタコトハドウ云フ譯
デアルカ、此御質問ニ對シマシテハ御答ヲ
致シテ置イタノデアリマス、私、衆議院ノ
方ノ委員會ニ出席スル爲ニ當議場ヲ退席ヲ
致シマシテカラ、重ネテノ同子爵カラ御質
問ガアツクノデアリマスル、ソレハ他ノ大臣

致シテアルノデアリマスル、併ナガラ此御間ノ御要旨ヲ承リマシテ、私共モ大イニル所ガ無イノデヘナインデアリマス、將發行イタシマスル殊ニ重大ナル意義ヲ含メ居リマスル記念切手、其他ノ切手葉書ニ於キマシテハ、御趣旨ノ在ル所ヲ能ク究イタシマシテ、國體上カラモ思想上カ

質來等研ラス、又私が印紙ヲ拜見イタシマシテモ、
等モ非常ニ發達シテ居ル時代デアリマヌノデアリ
ヲ有ツノデアリマス、日本ニヘ今日ハ圖安
ナ困難ガ何處ニアラウカト、私ハ非常ニ四

カラモ承リマシタ、又速記録デ詳細ニ拜誦
イタシマシタ、其速記録ノ示ス所ニ依リマ
スルト云フト、三室戸子爵ノ御質問ノ要旨

モ、少シモ誤リノナイ疑ノナイト云フヤ
ニ御取計ヒタイト存ジマス、此段御答ヘ
シテ置キマス

ウ致
日、遞信大臣ガ述べラレマシタ上ニ於キマン
テモ、菊ノ御紋章ヲ上ニ置イタカラ……
ウ云フコトガ一ツノ理由ニナフテ居リマス

ハ、大日本帝國郵便トアリシヲ日本郵便ト
改メテハ、思想上カラ考ヘテ、帝國ト云フ

〔子爵三室戸敬光君演壇ニ登ル〕

併ナガラ菊ノ御紋ト云フモノハ容易ニ附
ベキモノデハナイノデアリマス、附ケタ

コトガ記載サレテアル方ガ宜シイカ、無イ方ガ宜シイカ、此處ヲ一ツ宜シク御研究ヲ願ツテ、將來印刷サレル場合ニハ帝國ト云フ

於キマシテ遞信大臣ニ質問ヲ致シマシタ
旨ハ皆サンモ御諒承下サレタコトト思ヒ
ス、國務多端ナ折柄、遞信大臣ハ態、私

上ハ是ハ非常ニ神聖ナルモノデナケレバ、
ラヌノデアリマス、謂ハバ大ナル禮裝ヲ
タモノトモ言ヒ得ルダラウト思ヒマス、其

文字ヲ私ハ入レテ戴キタイノデアルト、斯様ノ御希望ノ意思モ明カニナッテ居ルノデアリマスル、之ニ付テ一言申上ゲサシテ戴

質問ニ對シマシテ再度御答辯ヲ下サレタ
ハ誠ニ感謝ニ堪ヘナイ次第デアリマス、
御答辯ノ全體ヲ伺ヒマシテモ、私ノ考ニ

ノ所ニ日本帝國ト云フヤウナ大切ナ帝國、
云フ字ヲ脱カシタト云フコトハ、菊ノ御
章ヲ御附ケニナ、タコトト非常ニソコニ

(瀨古書記官朗讀)

マス、併ナガラ大體ニ於キマシテハ將來ハ考慮ヲスルト仰セラレタノデアリマスルカラ、徒ラニ私ハ追究イタスコトヲ好ム者デハアリマセヌ、ドウソ前刻ノ御答辯ヲ實行ニ移サレマシテ、今後出來マスル所ノ印紙、葉書等ニ於キマシテハ今申上ゲタ趣旨ヲ十分御採入レアラムコトヲ願ヒタイノデアリマス、是ダケラ申上ゲマシテ私ノ質問ハ終リマス、尙ホ此機會ニ申上ゲマスガ、農林大臣ニモ質問ガ申上ゲテアルノデアリマスカラ、是亦御出席ノ關係カラ宜シイ機會ニ御答辯ヲ願フコトヲ御傳ヘ願ヒタイノデアリマス

○副議長(公爵近衛文麿君) 本日ハ本院規則第六十條ニ依リマシテ已ムヲ得ズ是ニテ延會ト致シマス、次ノ議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會イタシマス

午後二時三十一分散會

貴族院議事速記録第三十二號正誤					
四四五頁四段豫算委員長末尾説明以下三行 ヲ削ル					

貴族院議事速記録第三十二號正誤

四五三	二	二六	相當	正	
同	三	五	事由、其事由 モ隠レタル 理由	同等	
同	三一	二	事由	誤	
同	一五	イカヌ	遺憾		

